

那覇市公報

第 1 6 3 4 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市職員の給与に関する規則及び那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1476
- 那覇市水産業振興整備対策協議会規則の一部を改正する規則（商工農水課）…………… 1488
- 那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則（こども政策課）…………… 1489
- 那覇市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（子育て応援課）…………… 1491
- 那覇市審査基準等の設定及び公表に関する規則（行政経営課）…………… 1503

◇訓 令◇

- 那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令（子育て応援課）…………… 1509

◇告 示◇

- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について（建築指導課）…………… 1511
- 平成26年（2014年）11月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）… 1512
- 平成26年（2014年）12月那覇市議会定例会の招集について（総務課）… 1513
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1513
- 那覇広域都市計画公園の変更について（都市計画課）…………… 1517
- 平成26年度上半期那覇市の財政（財政課）…………… 1518
- 平成25年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び監査委員意見概要（財政課）…………… 1534

○平成 25 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書（区画整理課）	1547
○平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課・ 特定健診課）	1553
○平成 25 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書（市街地整備課）	1559
○平成 25 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（ちゃーがんじゅう課）	1563
○平成 25 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課）	1569
○平成 25 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書（財政課）	1573
○平成 25 年度那覇市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書（子育て応 援課）	1577
○平成 26 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）（財政課）	1581
○平成 26 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局企画経営課）	1582
○平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局企画経営課）	1583

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	1584
○那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について（管財課）	1585
○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録申請 受付について（管財課）	1586
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について（ハイサイ市民課）	1587

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1591
-----------------------------------	------

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の縦覧場所について……………	1592
○在外選挙人名簿の縦覧場所について……………	1593

規 則

那覇市規則第53号

平成26年11月28日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則及び那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する規則及び那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

（那覇市職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3の2 別記]	[別表第3の2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

[改正前 別記]

別表第2（第8条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級から8級まで	<u>6,500円</u>

イ 医療職給料表（1）

職務の級	調整基本額
[略]	
4級	<u>15,500円</u>

ウ 医療職給料表（2）

職務の級	調整基本額
[略]	
4級	<u>9,600円</u>
[略]	
6級	<u>11,200円</u>

エ 医療職給料表（3）

職務の級	調整基本額
1級	<u>8,000円</u>
[略]	
5級	<u>10,300円</u>
[略]	

〔改正後 別記〕

別表第2(第8条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級から8級まで	<u>6,600円</u>

イ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
〔略〕	
4級	<u>15,600円</u>

ウ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
〔略〕	
4級	<u>9,700円</u>
〔略〕	
6級	<u>11,300円</u>

エ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	<u>8,100円</u>
〔略〕	
5級	<u>10,400円</u>
〔略〕	

〔改正前 別記〕

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額		
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員		第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師	
	円	円	円
1年未満	410,900	306,000	30,000
1年以上2年未満	410,900	306,000	27,000
2年以上3年未満	410,900	306,000	24,000
3年以上4年未満	410,900	306,000	21,000
4年以上5年未満	410,900	306,000	18,000
5年以上6年未満	410,900	306,000	15,000
6年以上7年未満	410,900	306,000	12,000
7年以上8年未満	410,900	306,000	9,000
8年以上9年未満	410,900	306,000	6,000
9年以上10年未満	410,900	306,000	3,000

10年以上11年未満	410,900	306,000	
11年以上12年未満	410,900	306,000	
12年以上13年未満	410,900	306,000	
13年以上14年未満	410,900	306,000	
14年以上15年未満	410,900	306,000	
15年以上16年未満	410,900	306,000	
16年以上17年未満	406,500	302,700	
17年以上18年未満	402,100	299,400	
18年以上19年未満	397,700	296,100	
19年以上20年未満	393,300	292,800	
20年以上21年未満	388,900	289,500	
21年以上22年未満	369,600	275,800	
22年以上23年未満	349,900	261,800	
23年以上24年未満	330,700	248,400	
24年以上25年未満	311,400	234,600	
25年以上26年未満	292,000	221,000	
26年以上27年未満	269,400	203,400	
27年以上28年未満	247,200	186,400	
28年以上29年未満	224,900	169,200	
29年以上30年未満	202,200	151,600	
30年以上31年未満	177,500	133,700	
31年以上32年未満	152,700	115,500	
32年以上33年未満	128,200	97,700	
33年以上34年未満	90,200	71,700	
34年以上35年未満	55,000	47,500	

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第11条第3項各号の職員となった日以後の期間を示す。

〔改正後 別記〕

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額		
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員		第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師	
	円	円	円
1年未満	412,200	307,000	30,000
1年以上2年未満	412,200	307,000	27,000
2年以上3年未満	412,200	307,000	24,000
3年以上4年未満	412,200	307,000	21,000
4年以上5年未満	412,200	307,000	18,000
5年以上6年未満	412,200	307,000	15,000
6年以上7年未満	412,200	307,000	12,000
7年以上8年未満	412,200	307,000	9,000

8年以上9年未満	412,200	307,000	6,000
9年以上10年未満	412,200	307,000	3,000
10年以上11年未満	412,200	307,000	
11年以上12年未満	412,200	307,000	
12年以上13年未満	412,200	307,000	
13年以上14年未満	412,200	307,000	
14年以上15年未満	412,200	307,000	
15年以上16年未満	412,200	307,000	
16年以上17年未満	407,800	303,700	
17年以上18年未満	403,400	300,400	
18年以上19年未満	399,000	297,100	
19年以上20年未満	394,600	293,800	
20年以上21年未満	390,200	290,500	
21年以上22年未満	370,800	276,700	
22年以上23年未満	351,000	262,700	
23年以上24年未満	331,700	249,200	
24年以上25年未満	312,300	235,300	
25年以上26年未満	292,800	221,600	
26年以上27年未満	270,100	204,000	
27年以上28年未満	247,900	186,900	
28年以上29年未満	225,500	169,600	
29年以上30年未満	202,700	152,000	
30年以上31年未満	177,900	134,000	
31年以上32年未満	153,000	115,700	
32年以上33年未満	128,400	97,800	
33年以上34年未満	90,300	71,800	
34年以上35年未満	55,000	47,500	

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第11条第3項各号の職員となった日以後の期間を示す。

（那覇市現業職員の給与に関する規則の一部改正）

第2条 那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第6 別記]	[別表第6 別記]
備考	
1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1（第3条、第4条関係）

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	113,100	185,800	222,900	261,900	289,200
	2	114,200	187,600	224,800	264,000	291,500
	3	115,400	189,400	226,700	266,000	293,800
	4	116,500	191,200	228,500	268,100	296,100
	5	117,600	192,800	230,200	270,200	298,200
	6	118,700	194,600	232,100	272,300	300,500
	7	119,900	196,400	234,000	274,400	302,800
	8	121,000	198,200	235,800	276,500	305,100
	9	122,100	200,000	237,500	278,600	307,300
	10	123,200	201,800	239,400	280,700	309,600
	11	124,400	203,600	241,200	282,800	311,900
	12	125,500	205,400	243,100	284,900	314,200
	13	126,600	207,000	244,900	287,000	316,400
	14	127,700	208,900	246,800	289,100	318,600
	15	128,900	210,800	248,600	291,200	320,800
	16	130,000	212,700	250,400	293,300	323,000
	17	131,100	214,600	252,200	295,400	325,200
	18	132,200	216,500	254,200	297,500	327,300
	19	133,400	218,400	256,200	299,600	329,400
	20	134,500	220,300	258,200	301,700	331,400
	21	135,600	222,000	260,100	303,800	333,500
	22	136,700	223,900	262,000	305,900	335,600
	23	137,900	225,800	263,900	308,000	337,700
	24	139,000	227,700	265,700	310,100	339,800
	25	140,100	229,300	267,700	312,100	341,500
	26	141,200	231,100	269,600	314,200	343,500
	27	142,300	232,800	271,500	316,300	345,500
	28	143,400	234,600	273,400	318,400	347,500
	29	144,500	236,100	275,300	320,400	349,400
	30	145,900	237,600	277,200	322,500	351,300
	31	147,200	239,100	279,100	324,600	353,200
	32	148,500	240,600	281,000	326,700	355,100
	33	149,800	242,100	282,700	328,400	357,000
	34	151,300	243,600	284,600	330,400	358,800
	35	152,800	245,100	286,500	332,500	360,600
	36	154,400	246,700	288,400	334,600	362,300
	37	155,700	248,000	290,100	336,500	363,800
	38	157,200	249,600	291,900	338,500	365,100
	39	158,700	251,200	293,700	340,500	366,500

40	160,200	252,800	295,500	342,500	367,900
41	161,600	254,200	297,400	344,400	369,400
42	164,300	255,600	299,100	346,300	370,300
43	166,900	257,000	300,800	348,200	371,400
44	169,500	258,400	302,500	350,100	372,500
45	172,200	259,700	304,200	351,600	373,400
46	173,900	261,100	305,900	353,100	374,300
47	175,600	262,500	307,600	354,600	375,200
48	177,300	263,900	309,300	356,100	376,100
49	178,800	265,200	310,600	357,800	377,100
50	180,600	266,400	312,200	358,700	377,900
51	182,400	267,700	313,800	359,900	378,700
52	184,200	269,000	315,400	360,900	379,500
53	185,800	270,100	317,100	361,800	380,200
54	187,300	271,400	318,700	362,900	380,900
55	188,800	272,700	320,300	363,900	381,600
56	190,300	274,000	321,900	365,000	382,300
57	191,600	275,200	323,400	365,900	382,900
58	192,900	276,300	324,600	366,600	383,500
59	194,200	277,400	325,800	367,300	384,200
60	195,500	278,500	327,000	368,000	384,900
61	196,900	279,700	327,800	368,500	385,400
62	198,200	280,700	328,700	369,100	386,100
63	199,500	281,700	329,500	369,800	386,800
64	200,800	282,700	330,300	370,500	387,500
65	202,000	283,500	331,200	370,900	388,000
66	203,300	284,400	331,700	371,600	388,700
67	204,600	285,300	332,500	372,300	389,400
68	205,900	286,200	333,300	373,000	390,100
69	207,100	287,200	334,100	373,500	390,500
70	208,200	288,000	334,800	374,200	391,200
71	209,300	288,800	335,500	374,900	391,900
72	210,400	289,600	336,200	375,600	392,600
73	211,600	290,400	336,700	376,100	392,900
74	212,600	290,900	337,300	376,800	393,600
75	213,600	291,400	337,900	377,500	394,300
76	214,600	291,900	338,500	378,200	395,000
77	215,400	292,000	338,800	378,600	395,400
78	216,400	292,400	339,300	379,200	396,100
79	217,300	292,600	339,800	379,800	396,800
80	218,300	293,000	340,300	380,400	397,500
81	219,200	293,200	340,700	380,900	398,000
82	220,200	293,500	341,200	381,500	398,700
83	221,200	293,900	341,700	382,100	399,400

	84	222, 200	294, 200	342, 200	382, 700	400, 100
	85	223, 000	294, 500	342, 700	383, 300	400, 600
	86	224, 000	294, 800	343, 200	383, 900	
	87	225, 000	295, 100	343, 700	384, 500	
	88	226, 100	295, 500	344, 200	385, 100	
	89	226, 900	295, 800	344, 600	385, 800	
	90	227, 700	296, 200	345, 100	386, 400	
	91	228, 500	296, 600	345, 600	387, 000	
	92	229, 300	297, 000	346, 100	387, 600	
	93	230, 100	297, 100	346, 300	388, 300	
	94	230, 800	297, 500	346, 800		
	95	231, 500	297, 900	347, 300		
	96	232, 200	298, 300	347, 800		
	97	233, 000	298, 500	347, 900		
	98	233, 800	298, 900	348, 400		
	99	234, 600	299, 300	348, 900		
	100	235, 400	299, 700	349, 400		
	101	236, 100	299, 900	349, 700		
	102	236, 800	300, 300	350, 100		
	103	237, 500	300, 700	350, 500		
	104	238, 200	301, 100	350, 900		
	105	239, 000	301, 300	351, 400		
	106	239, 700	301, 600	351, 800		
	107	240, 400	302, 000	352, 200		
	108	241, 100	302, 400	352, 600		
	109	241, 900	302, 600	353, 100		
	110	242, 400	303, 000	353, 500		
	111	242, 900	303, 400	353, 900		
	112	243, 400	303, 700	354, 200		
	113	243, 700	303, 800	354, 700		
	114		304, 200			
	115		304, 600			
	116		305, 000			
	117		305, 200			
	118		305, 500			
	119		305, 800			
	120		306, 100			
	121		306, 500			
	122		306, 800			
	123		307, 100			
	124		307, 400			
	125		307, 800			
再任用職員		185, 800	213, 400	257, 600	277, 800	293, 200

〔改正後 別記〕

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	115,100	187,700	224,600	263,500	290,700
	2	116,200	189,500	226,500	265,600	293,000
	3	117,400	191,300	228,400	267,600	295,300
	4	118,500	193,100	230,200	269,700	297,600
	5	119,600	194,700	231,900	271,700	299,700
	6	120,700	196,500	233,800	273,800	302,000
	7	121,900	198,300	235,700	275,900	304,300
	8	123,000	200,100	237,500	278,000	306,600
	9	124,100	201,800	239,200	280,100	308,800
	10	125,200	203,600	241,100	282,200	311,100
	11	126,400	205,400	242,900	284,300	313,400
	12	127,500	207,200	244,800	286,400	315,700
	13	128,600	208,800	246,500	288,500	317,900
	14	129,700	210,700	248,400	290,600	320,100
	15	130,900	212,600	250,200	292,700	322,300
	16	132,000	214,500	252,000	294,800	324,500
	17	133,100	216,300	253,700	296,800	326,600
	18	134,200	218,200	255,700	298,900	328,700
	19	135,400	220,100	257,700	301,000	330,800
	20	136,500	222,000	259,700	303,100	332,800
	21	137,600	223,700	261,600	305,200	334,900
	22	138,700	225,600	263,500	307,300	337,000
	23	139,900	227,500	265,400	309,400	339,100
	24	141,000	229,400	267,200	311,500	341,200
	25	142,100	231,000	269,200	313,400	342,800
	26	143,200	232,800	271,100	315,500	344,800
	27	144,300	234,500	273,000	317,600	346,800
	28	145,400	236,300	274,900	319,700	348,800
	29	146,500	237,700	276,700	321,700	350,600
	30	147,900	239,200	278,600	323,800	352,500
	31	149,200	240,700	280,500	325,900	354,400
	32	150,500	242,200	282,400	328,000	356,300
	33	151,800	243,600	284,100	329,600	358,200
	34	153,300	245,100	286,000	331,600	360,000
	35	154,800	246,600	287,900	333,700	361,800
	36	156,400	248,200	289,800	335,800	363,500
	37	157,700	249,500	291,500	337,700	365,000
	38	159,200	251,100	293,300	339,700	366,300

39	160,700	252,700	295,100	341,700	367,700
40	162,200	254,300	296,900	343,700	369,100
41	163,600	255,700	298,700	345,600	370,600
42	166,300	257,100	300,400	347,500	371,500
43	168,900	258,500	302,100	349,400	372,600
44	171,500	259,900	303,800	351,300	373,700
45	174,200	261,100	305,500	352,800	374,500
46	175,900	262,500	307,200	354,300	375,400
47	177,600	263,900	308,900	355,800	376,300
48	179,300	265,300	310,600	357,300	377,200
49	180,800	266,600	311,800	359,000	378,200
50	182,600	267,800	313,400	359,800	379,000
51	184,400	269,100	315,000	361,000	379,800
52	186,100	270,400	316,600	362,000	380,600
53	187,700	271,500	318,300	362,900	381,300
54	189,200	272,700	319,900	364,000	382,000
55	190,700	274,000	321,500	365,000	382,700
56	192,200	275,300	323,100	366,100	383,400
57	193,500	276,400	324,600	367,000	383,900
58	194,800	277,500	325,800	367,700	384,500
59	196,100	278,600	327,000	368,400	385,200
60	197,400	279,700	328,200	369,100	385,900
61	198,700	280,900	329,000	369,600	386,300
62	200,000	281,900	329,900	370,200	387,000
63	201,300	282,900	330,700	370,900	387,600
64	202,600	283,900	331,500	371,600	388,200
65	203,800	284,700	332,400	371,900	388,700
66	205,100	285,600	332,800	372,600	389,300
67	206,400	286,500	333,600	373,300	389,900
68	207,700	287,400	334,400	374,000	390,500
69	208,800	288,400	335,200	374,400	390,900
70	209,900	289,200	335,900	375,000	391,500
71	211,000	290,000	336,600	375,700	392,200
72	212,100	290,800	337,300	376,300	392,800
73	213,300	291,600	337,800	376,700	393,100
74	214,300	292,100	338,400	377,300	393,800
75	215,300	292,600	339,000	378,000	394,500
76	216,300	293,100	339,600	378,600	395,000
77	217,100	293,200	339,900	379,000	395,400
78	218,100	293,600	340,400	379,500	396,100
79	219,000	293,800	340,800	380,100	396,800
80	220,000	294,200	341,300	380,600	397,500
81	220,800	294,400	341,700	381,100	398,000
82	221,800	294,600	342,200	381,700	398,700

	83	222, 800	295, 000	342, 700	382, 300	399, 400
	84	223, 800	295, 300	343, 200	382, 700	400, 100
	85	224, 500	295, 600	343, 600	383, 300	400, 600
	86	225, 500	295, 900	344, 000	383, 900	
	87	226, 500	296, 200	344, 500	384, 500	
	88	227, 600	296, 600	344, 900	385, 100	
	89	228, 400	296, 900	345, 200	385, 800	
	90	229, 200	297, 300	345, 600	386, 400	
	91	230, 000	297, 700	346, 100	387, 000	
	92	230, 800	298, 100	346, 500	387, 600	
	93	231, 600	298, 200	346, 700	388, 300	
	94	232, 300	298, 500	347, 100		
	95	233, 000	298, 900	347, 600		
	96	233, 700	299, 300	348, 000		
	97	234, 400	299, 500	348, 100		
	98	235, 200	299, 800	348, 600		
	99	236, 000	300, 200	349, 100		
	100	236, 800	300, 600	349, 400		
	101	237, 500	300, 800	349, 700		
	102	238, 200	301, 100	350, 100		
	103	238, 900	301, 500	350, 500		
	104	239, 600	301, 800	350, 900		
	105	240, 300	302, 000	351, 400		
	106	241, 000	302, 300	351, 800		
	107	241, 700	302, 700	352, 200		
	108	242, 400	303, 000	352, 600		
	109	243, 100	303, 200	353, 100		
	110	243, 600	303, 600	353, 500		
	111	244, 100	304, 000	353, 900		
	112	244, 600	304, 300	354, 200		
	113	244, 900	304, 400	354, 700		
	114		304, 700			
	115		305, 000			
	116		305, 400			
	117		305, 600			
	118		305, 800			
	119		306, 100			
	120		306, 400			
	121		306, 800			
	122		307, 000			
	123		307, 300			
	124		307, 600			
	125		308, 000			
再任用職員		185, 800	213, 400	257, 600	277, 800	293, 200

〔改正前 別記〕

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
クリーン推進課	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とする現業職員	<u>6,500円</u>
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に基づく技術管理者に任命された現業職員	<u>6,500円</u>
	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とし、廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員	<u>13,000円</u>
	廃掃法に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の双方に任命された現業職員	<u>13,000円</u>
管財課 商工農水課 道路建設課 こどもみらい課 ハイサイ市民課 文化振興課 教育委員会総務課	廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員	<u>6,500円</u>

〔改正後 別記〕

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
クリーン推進課	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とする現業職員	<u>6,600円</u>
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に基づく技術管理者に任命された現業職員	<u>6,600円</u>
	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とし、廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員	<u>13,200円</u>
	廃掃法に基づく技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の双方に任命された現業職員	<u>13,200円</u>
管財課 商工農水課 道路建設課 こどもみらい課 ハイサイ市民課 文化振興課 教育委員会総務課	廃掃法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された現業職員	<u>6,600円</u>

付 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

那覇市規則第54号

平成26年11月28日

公 布 済

那覇市水産業振興整備対策協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市水産業振興整備対策協議会規則の一部を改正する規則

那覇市水産業振興整備対策協議会規則(昭和52年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 委員は、 <u>次の各号に掲げる者のうちから</u> 市長が委嘱する。 (1) [略] (2) <u>水産業関係団体役員</u> (3) <u>漁業関係者</u>	(組織) 第3条 [略] 2 委員は、 <u>次に掲げる者のうちから</u> 市長が 委嘱する。 (1) [略] (2) <u>水産業関係者</u> (3) <u>観光産業関係者</u> (4) <u>本市を除く関係行政機関の職員</u> (5) <u>その他市長が必要と認める者</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第55号

平成26年11月28日

公 布 済

那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則

第1条 那覇市こども政策審議会規則（平成19年那覇市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（担当事務）</u> 第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の2第3項において準用する同令第174条の26第3項本文、第4項及び第5項前段の規定によりその権限に属させられた事項その他本市のこども関連の施策に関する必要な事項について調査審議する。</u> （部会） 第7条 〔略〕 2～4 〔略〕	<u>（担当事務）</u> 第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、<u>次に掲げる事項について調査審議する。</u> （1） <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項</u> （2） <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の2第3項において準用する同令第174条の26第3項本文、第4項及び第5項前段の規定によりその権限に属させられた事項</u> （3） <u>その他本市のこども関連の施策に関する必要な事項</u> （部会） 第7条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 <u>審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</u>

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

第2条 那覇市こども政策審議会規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（担当事務）</u> 第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。 （1） 〔略〕	<u>（担当事務）</u> 第2条 〔略〕 （1） 〔略〕

(2)～(3) 〔略〕	(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項 (3)～(4) 〔略〕
備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

（施行期日）

- 1 この規則中、第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）附則第1条本文の施行の日から施行する。
（準備行為）
- 2 改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、第2条の規定の施行の日前においても、この規則の規定の例により、那覇市子ども政策審議会において調査審議することができる。

那覇市規則第56号

平成26年11月28日

公 布 済

那覇市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

那覇市母子及び寡婦福祉法施行細則（平成25年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市母子及び寡婦福祉法施行細則</u> <u>目次</u> <u>第1章 趣旨(第1条)</u> <u>第2章 母子福祉資金の貸付け(第2条—第19条)</u> <u>第3章 寡婦福祉資金の貸付け(第20条)</u> <u>第4章 雑則(第21条・第22条)</u> <u>付則</u> <u>第1章 趣旨</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>母子及び寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）及び<u>母子及び寡婦福祉法施行規則</u>（昭和39年厚生省令第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 <u>第2章 母子福祉資金の貸付け</u> (個人の母子福祉資金貸付申請) 第2条 法第13条第1項の規定による貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、<u>母子(寡婦)福祉資金貸付申請書</u>(以下「貸付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] 2 [略] (団体の母子福祉資金貸付申請) 第3条 法第14条の規定による貸付けを受	<u>那覇市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）及び<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則</u>（昭和39年厚生省令第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (個人の母子福祉資金貸付申請) 第2条 法第13条第1項の規定による貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、<u>母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書</u>(以下「貸付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] 2 [略] (団体の母子福祉資金貸付申請) 第3条 法第14条の規定による貸付けを受

けようとする母子福祉団体は、貸付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(母子福祉資金貸付けの決定)

第5条 市長は、第2条又は第3条の規定による貸付申請書の提出があったときは、母子福祉資金の貸付けの可否を決定し、貸付申請者に対し母子(寡婦)福祉資金貸付決定通知書(以下「貸付決定通知書」という。)又は母子(寡婦)福祉資金貸付等不承認通知書(以下「不承認通知書」という。)を交付するものとする。

(母子福祉資金貸付けの取消し等)

第6条 市長は、前条の規定により貸付けの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、貸付けの決定を取り消し、又は将来に向かって貸付金の交付をやめることができる。

(1)～(2) [略]

(3) 貸付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日(貸付けの種類が医療介護資金である場合にあつては、貸付金の交付が完了したとき)を経過しても次条第1項の母子(寡婦)福祉資金借用書を提出しないとき。

(4) [略]

2 市長は、政令第12条及び第13条又は前項の規定により貸付けの決定を取り消し、又は将来に向かって貸付金の交付をやめるときは、母子(寡婦)福祉資金貸付(決定取消・停止決定)通知書によりに通知するものとする。

(交付請求書及び借用書の提出)

第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、母子(寡婦)福祉資金交付請求書、母子(寡婦)福祉資金借用書(以下「借用書」という。)にその者(連帯保証人がある場合にあつては、当該連帯保証人を含む。)の印鑑登録証明書を添えて、市長に提出

けようとする母子・父子福祉団体は、貸付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(母子福祉資金貸付けの決定)

第5条 市長は、第2条又は第3条の規定による貸付申請書の提出があったときは、母子福祉資金の貸付けの可否を決定し、貸付申請者に対し母子(父子・寡婦)福祉資金貸付決定通知書(以下「貸付決定通知書」という。)又は母子(父子・寡婦)福祉資金貸付等不承認通知書(以下「不承認通知書」という。)を交付するものとする。

(母子福祉資金貸付けの取消し等)

第6条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 貸付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日(貸付けの種類が医療介護資金である場合にあつては、貸付金の交付が完了したとき)を経過しても次条第1項の母子(父子・寡婦)福祉資金借用書を提出しないとき。

(4) [略]

2 市長は、政令第12条及び第13条又は前項の規定により貸付けの決定を取り消し、又は将来に向かって貸付金の交付をやめるときは、母子(父子・寡婦)福祉資金貸付(決定取消・停止決定)通知書により通知するものとする。

(交付請求書及び借用書の提出)

第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、母子(父子・寡婦)福祉資金交付請求書及び母子(父子・寡婦)福祉資金借用書(以下「借用書」という。)にその者(連帯保証人がある場合にあつては、当該連帯保証人を含む。)の印鑑登録証明書を添え

しなければならない。ただし、医療介護資金の貸付けである場合にあっては、貸付金の交付が完了したときに提出するものとする。

- 2 貸付決定通知書の交付を受けた母子福祉団体は、母子(寡婦)福祉資金交付請求書に、連帯して債務を負担する借主に係る印鑑登録証明書を添付した借用書を添えて、市長に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の増額）

第8条 [略]

- 2 前項の規定により母子福祉資金貸付金の増額を申請しようとする者(第4項において「増額申請者」という。)は、母子(寡婦)福祉資金貸付増額申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、増額を受けようとする資金が医療介護資金(介護分に係るものを除く。)であるときは、医師又は歯科医師の診断書を添えなければならない。
- 3 市長は、前項の申請を受け付けた場合において、母子福祉資金貸付金を増額することを決定したときは母子(寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書を、増額しないことを決定したときは不承認通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 4 第6条の規定は、増額申請者が前項の母子(寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書の交付を受けた場合について準用する。

（母子福祉資金貸付金の辞退及び減額）

- 第9条 母子福祉資金の貸付決定を受けた者又は貸付けを受けている者(以下これらを「借受人」という。)は、いつでも母子(寡婦)福祉資金貸付(辞退・減額)申出書により、その母子福祉資金貸付金を受けることを辞退し、又は減額することを市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の申出書を受け付けたとき

て、市長に提出しなければならない。ただし、医療介護資金の貸付けである場合にあっては、貸付金の交付が完了したときに提出するものとする。

- 2 貸付決定通知書の交付を受けた母子・父子福祉団体は、母子(父子・寡婦)福祉資金交付請求書に、連帯して債務を負担する借主に係る印鑑登録証明書を添付した借用書を添えて、市長に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の増額）

第8条 [略]

- 2 前項の規定により母子福祉資金貸付金の増額を申請しようとする者(第4項において「増額申請者」という。)は、母子(父子・寡婦)福祉資金貸付増額申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、増額を受けようとする資金が医療介護資金(介護分に係るものを除く。)であるときは、医師又は歯科医師の診断書を添えなければならない。
- 3 市長は、前項の申請を受け付けた場合において、母子福祉資金貸付金を増額することを決定したときは母子(父子・寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書を、増額しないことを決定したときは不承認通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 4 第6条の規定は、増額申請者が前項の母子(父子・寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書の交付を受けた場合について準用する。

（母子福祉資金貸付金の辞退及び減額）

- 第9条 母子福祉資金の貸付決定を受けた者又は貸付けを受けている者(以下これらを「借受人」という。)は、いつでも母子(父子・寡婦)福祉資金貸付(辞退・減額)申出書により、その母子福祉資金貸付金を受けることを辞退し、又は減額することを市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の申出書を受け付けたとき

は、将来に向かって母子福祉資金貸付金の交付をやめ、又はその額を減額するとともに、母子(寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書を当該申出人に交付するものとする。

(一時償還の請求)

第12条 市長は、政令第16条の規定により母子福祉資金貸付金の一時償還を請求する場合は、母子(寡婦)福祉資金一時償還請求書により、当該母子福祉資金貸付金の借受人等に通知するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 政令第19条の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子(寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書に、同条第1項第1号の規定に該当するものにあつては償還金を支払うことが困難であることを証する書類、同項第2号の規定に該当するものにあつては在学証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け付けた場合において、償還金の支払を猶予することを決定したときは母子(寡婦)福祉資金償還金支払猶予決定通知書を、猶予しないことを決定したときは不承認通知書を当該申請者に交付するものとする。

(償還の免除)

第14条 法第15条第1項の規定により母子福祉資金貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子(寡婦)福祉資金償還免除申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 市長は、前項の申請を受け付けた場合において、母子福祉資金貸付金の償還を免除することを決定したときは母子(寡婦)福祉資金償還免除決定通知書を、免除しないことを決定したときは不承認通知書

は、将来に向かって母子福祉資金貸付金の交付をやめ、又はその額を減額するとともに、母子(父子・寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書を当該申出人に交付するものとする。

(一時償還の請求)

第12条 市長は、政令第16条の規定により母子福祉資金貸付金の一時償還を請求する場合は、母子(父子・寡婦)福祉資金一時償還請求書により、当該母子福祉資金貸付金の借受人等に通知するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 政令第19条の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子(父子・寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書に、同条第1項第1号の規定に該当するものにあつては償還金を支払うことが困難であることを証する書類、同項第2号の規定に該当するものにあつては在学証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け付けた場合において、償還金の支払を猶予することを決定したときは母子(父子・寡婦)福祉資金償還金支払猶予決定通知書を、猶予しないことを決定したときは不承認通知書を当該申請者に交付するものとする。

(償還の免除)

第14条 法第15条第1項の規定により母子福祉資金貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子(父子・寡婦)福祉資金償還免除申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 市長は、前項の申請を受け付けた場合において、母子福祉資金貸付金の償還を免除することを決定したときは母子(父子・寡婦)福祉資金償還免除決定通知書を、免除しないことを決定したときは不

を当該申請者に交付するものとする。

（違約金の免除）

第15条 政令第17条ただし書の規定により
違約金の免除を申請しようとする者は、
母子(寡婦)福祉資金違約金免除申請書を
市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け付けた場合
において、違約金を免除することを決定し
たときは母子(寡婦)福祉資金違約金免除
決定通知書を、免除しないことを決定し
たときは不承認通知書を当該申請者に交
付するものとする。

（休学及び復学届）

第17条 [略]

2 市長は、休学の届出があった場合は、母
子福祉資金の貸付けの休止を決定し、母
子(寡婦)福祉資金貸付休止決定通知書に
より当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、復学の届出があった場合は、母
子福祉資金貸付資格等について再調査の
うえ、母子福祉資金の貸付けを再開する
ことを決定したときは母子(寡婦)福祉資
金貸付再開決定通知書を、再開しない
ときは不承認通知書を当該届出者に交付
するものとする。

（事業状況報告）

第19条 母子福祉資金の貸付けを受けた母
子福祉団体は、毎会計年度終了後、速や
かに事業状況報告書を市長に提出しな
ければならない。

第3章 寡婦福祉資金の貸付け

（準用規定）

第20条 第2条から第19条までの規定は、寡
婦福祉資金貸付金について準用する。こ
の場合において、次の表の左欄に掲げる
規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替

承認通知書を当該申請者に交付するもの
とする。

（違約金の免除）

第15条 政令第17条ただし書の規定により
違約金の免除を申請しようとする者は、
母子(父子・寡婦)福祉資金違約金免除申
請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け付けた場合
において、違約金を免除することを決定し
たときは母子(父子・寡婦)福祉資金違約
金免除決定通知書を、免除しないことを
決定したときは不承認通知書を当該申請
者に交付するものとする。

（休学及び復学届）

第17条 [略]

2 市長は、休学の届出があった場合は、母
子福祉資金の貸付けの休止を決定し、母
子(父子・寡婦)福祉資金貸付休止決定通
知書により当該借受人に通知するものと
する。

3 市長は、復学の届出があった場合は、母
子福祉資金貸付資格等について再調査の
うえ、母子福祉資金の貸付けを再開する
ことを決定したときは母子(父子・寡婦)
福祉資金貸付再開決定通知書を、再開し
ないときは不承認通知書を当該届出者に
交付するものとする。

（事業状況報告）

第19条 母子福祉資金の貸付けを受けた母
子・父子福祉団体は、毎会計年度終了後、
速やかに事業状況報告書を市長に提出し
なければならない。

（準用規定）

第20条 第2条から前条までの規定は、父子
福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金
について準用する。この場合において、
次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に

るものとする。 [表 別記] <u>第4章 雑則</u> [別表 別記]	掲げる字句に読み替えるものとする。 [表 別記] [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

[第20条の表]

第2条	法第13条第1項	法第32条第1項において準用する法第13条第1項
第3条	法第14条	法第32条第3項において準用する法第14条
第5条	第2条又は第3条	第20条において準用する第2条又は第3条
第6条第1項	前条	第20条において準用する第5条
第6条第2項	政令第12条及び第13条	政令第38条において準用する政令第12条及び第13条
	前項	第20条において準用する第6条第1項
第8条第1項	政令第7条第3号から第5号まで、第7号及び第8号	政令第36条第3号から第5号まで、第7号及び第8号
第8条第2項	前項	第20条において準用する第8条第1項
第8条第3項	前項	第20条において準用する第8条第2項
第9条第2項	前項	第20条において準用する第9条第1項
第12条	政令第16条	政令第38条において準用する政令第16条
第13条第1項	政令第19条	政令第38条において準用する政令第19条
	同条第1項第1号	政令第38条において準用する政令第19条第1項第1号
	同項第2号	政令第38条において準用する政令第19条第1項第2号
第13条第2項	前項	第20条において準用する第13条第1項
第14条第1項	法第15条第1項	法第32条第4項において準用する法第15条第1項
第14条第2項	前項	第20条において準用する第14条第1項
第15条第1項	政令第17条ただし書	政令第38条において準用する政令第17条ただし書
第15条第2項	前項	第20条において準用する第15条第1項
第18条第2項	前項	第20条において準用する第18条第1項
	政令第5条第2項各号	法第33条第2項において準用する政令第5条第2項各号

[改正後 別記]

[第20条の表]

(1) 父子福祉資金

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
第2条第2項	前項	第20条において準用する前項
第3条	法第14条	法第31条の6第4項において準用する法第14条
第5条	第2条又は第3条	第20条において準用する第2条又は第3条
	母子福祉資金	父子福祉資金
第6条第1項	前条	第20条において準用する前条
第6条第2項	政令第12条及び第13条	政令第31条の7において準用する政令第12条及び第13条
	前項	第20条において準用する前項
第8条第1項	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
	政令第7条第3号から第5号まで、第7号及び第8号	政令第31条の5第3号から第5号まで、第7号及び第8号
第8条第2項	前項	第20条において準用する前項
	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
第8条第3項	前項	第20条において準用する前項
	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
第8条第4項	前項	第20条において準用する前項
第9条第1項	母子福祉資金	父子福祉資金
	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
第9条第2項	前項	第20条において準用する前項
	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
第11条	母子福祉資金	父子福祉資金
第12条	政令第16条	政令第31条の7において準用する政令第16条
	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
第13条第1項	政令第19条	政令第31条の7において準用する政令第19条
第13条第2項	前項	第20条において準用する前項
第14条第1項	法第15条第1項	法第31条の6第5項において準用する法第15条第1項
	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
第14条第2項	前項	第20条において準用する前項
	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
第15条第1項	政令第17条ただし書	政令第31条の7において準用する政令第17条ただし書
第15条第2項	前項	第20条において準用する前項
第17条第2項	母子福祉資金	父子福祉資金

第17条第3項	母子福祉資金貸付資格	父子福祉資金貸付資格
	母子福祉資金	父子福祉資金
第18条第1項	母子福祉資金	父子福祉資金
第18条第2項	前項	第20条において準用する前項
	母子福祉資金	父子福祉資金
	政令第5条第2項各号	政令第31条の3第2項各号
第19条	母子福祉資金	父子福祉資金

(2) 寡婦福祉資金

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	法第13条第1項	法第32条第1項
第2条第2項	前項	第20条において準用する前項
第3条	法第14条	法第32条第4項において準用する法第14条
第5条	第2条又は第3条	第20条において準用する第2条又は第3条
	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第6条第1項	前条	第20条において準用する前条
第6条第2項	政令第12条及び第13条	政令第38条において準用する政令第12条及び第13条
	前項	第20条において準用する前項
第8条第1項	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
	政令第7条第3号から第5号まで、第7号及び第8号	政令第36条第3号から第5号まで、第7号及び第8号
第8条第2項	前項	第20条において準用する前項
	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第8条第3項	前項	第20条において準用する前項
	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第8条第4項	前項	第20条において準用する前項
第9条第1項	母子福祉資金	寡婦福祉資金
	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第9条第2項	前項	第20条において準用する前項
	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第11条	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第12条	政令第16条	政令第38条において準用する政令第16条
	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第13条第1項	政令第19条	政令第38条において準用する政令第19条
第13条第2項	前項	第20条において準用する前項
第14条第1項	法第15条第1項	法第32条第5項において準用する法第15条第1項
	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第14条第2項	前項	第20条において準用する前項

	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第15条第1項	政令第17条ただし書	政令第38条において準用する政令第17条ただし書
第15条第2項	前項	第20条において準用する前項
第17条第2項	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第17条第3項	母子福祉資金貸付資格	寡婦福祉資金貸付資格
	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第18条第1項	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第18条第2項	前項	第20条において準用する前項
	母子福祉資金	寡婦福祉資金
	政令第5条第2項各号	政令第33条第2項各号
第19条	母子福祉資金	寡婦福祉資金

[改正前 別記]

別表（第21条の表）

番号	文書の名称	根拠条文
1	母子(寡婦)福祉資金貸付申請書	第2条第1項
2	事業(計画・実績)書	第2条第1項第2号
3	在学証明書	第2条第1項第2号
4	技能(習得・修業)計画書	第2条第1項第2号
5	採用決定(見込)書	第2条第1項第2号
6	住宅増築(改築・補修)計画書	第2条第1項第2号
7	医療計画書	第2条第1項第2号
8	母子(寡婦)福祉資金貸付決定通知書	第5条
9	母子(寡婦)福祉資金貸付等不承認通知書	第5条
10	母子(寡婦)福祉資金貸付(決定取消・停止決定)通知書	第6条第2項
11	母子(寡婦)福祉資金交付請求書	第7条第1項
12	母子(寡婦)福祉資金借用書	第7条第1項
13	母子(寡婦)福祉資金貸付増額申請書	第8条第2項
14	母子(寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書	第8条第3項
15	母子(寡婦)福祉資金貸付(辞退・減額)申出書	第9条第1項
16	母子(寡婦)福祉資金一時償還請求書	第12条
17	母子(寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書	第13条第1項
18	母子(寡婦)福祉資金償還金支払猶予決定通知書	第13条第2項
19	母子(寡婦)福祉資金償還免除申請書	第14条第1項
20	母子(寡婦)福祉資金償還免除決定通知書	第14条第2項
21	母子(寡婦)福祉資金違約金免除申請書	第15条第1項
22	母子(寡婦)福祉資金違約金免除決定通知書	第15条第2項
23	氏名(住所)変更届	第16条
24	母子(寡婦)福祉資金貸付休止決定通知書	第17条第2項
25	母子(寡婦)福祉資金貸付再開決定通知書	第17条第3項
26	死亡届	第18条第1項
27	事業状況報告書	第19条

[改正後 別記]

別表(第21条関係)

番号	文書の名称	根拠条文
1	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書	第2条第1項
2	事業(計画・実績)書	第2条第1項第2号
3	在学証明書	第2条第1項第2号
4	技能(習得・修業)計画書	第2条第1項第2号
5	採用決定(見込)書	第2条第1項第2号
6	住宅増築(改築・補修)計画書	第2条第1項第2号
7	医療計画書	第2条第1項第2号
8	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付決定通知書	第5条
9	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付等不承認通知書	第5条
10	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付(決定取消・停止決定)通知書	第6条第2項
11	母子(父子・寡婦)福祉資金交付請求書	第7条第1項
12	母子(父子・寡婦)福祉資金借用書	第7条第1項
13	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付増額申請書	第8条第2項
14	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付変更決定通知書	第8条第3項
15	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付(辞退・減額)申出書	第9条第1項
16	母子(父子・寡婦)福祉資金一時償還請求書	第12条
17	母子(父子・寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書	第13条第1項
18	母子(父子・寡婦)福祉資金償還金支払猶予決定通知書	第13条第2項
19	母子(父子・寡婦)福祉資金償還免除申請書	第14条第1項
20	母子(父子・寡婦)福祉資金償還免除決定通知書	第14条第2項
21	母子(父子・寡婦)福祉資金違約金免除申請書	第15条第1項
22	母子(父子・寡婦)福祉資金違約金免除決定通知書	第15条第2項
23	氏名(住所)変更届	第16条
24	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付休止決定通知書	第17条第2項
25	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付再開決定通知書	第17条第3項
26	死亡届	第18条第1項
27	事業状況報告書	第19条

那覇市規則第57号

平成26年12月 3 日

公 布 済

那覇市審査基準等の設定及び公表に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市審査基準等の設定及び公表に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び那覇市行政手続条例（平成9年那覇市条例第38号）に基づく審査基準等の設定及び公表について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、行政手続法において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）審査基準等 審査基準、標準処理期間及び処分基準をいう。
- （2）執行機関 市長、公平委員会、農業委員会、福祉事務所長、保健所長、消防局長、建築主事及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定する指定管理者をいう。）をいう。

（審査基準の設定の特例）

第3条 審査基準が法令において具体的に規定されている場合は、審査基準の設定を要しない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合であつて、審査基準の設定が明らかに困難なときは、審査基準を設定しないことができる。

- （1）処分が極めてまれな場合
- （2）事案ごとの裁量が著しく大きい場合
- （3）その他執行機関が特に合理的な事由があると認める場合

（標準処理期間の設定等）

第4条 標準処理期間は、申請が到達した日の翌日から起算して、当該申請に対する処分をする日までの日数（当該申請が到達した日に処分する場合においては、即日）とする。

2 特定の日数を設定することが困難な場合は、月又は一定の幅を持った期間をもって標準処理期間とすることができる。

3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- (1) 申請書の記載事項、添付書類の不備等申請の形式上の要件に適合しない場合において、申請者が当該申請の補正に要する期間
- (2) 申請の審査に必要な資料の提供等を求める場合において、相手方がその求めに応じるまでの期間
- (3) 公聴会の開催等、申請者以外の者の意見を聴くために要する期間
- (4) 申請期間を定めた場合であって、その期間内に申請のあったものを一括して処理するときにおける、申請のあった日から当該申請期間の末日までの期間（準用）

第5条 第3条各項の規定は、標準処理期間及び処分基準の設定について準用する。
（整理票の作成）

第6条 執行機関は、審査基準及び標準処理期間にあつては審査基準・標準処理期間整理票（第1号様式）を、処分基準にあつては処分基準整理票（第2号様式）を作成しなければならない。第3条各項の規定（前条において準用する場合を含む。）に該当する場合についても、同様とする。

2 前項の規定は、審査基準等の内容その他の記載事項を変更したときについて準用する。

（審査基準等の公表等の方法）

第7条 執行機関は、前条の規定により作成した審査基準・標準処理期間整理票及び処分基準整理票を事務所に備え置くことにより、審査基準等を公にするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査基準又は処分基準を公にしないことができる。

- (1) 人の生命、身体、財産の保護等に支障があると認められる場合
- (2) 脱法行為を助長し、又は助長するおそれがあると認められる場合
- (3) その他公共の安全及び秩序の維持に支障があると認められる場合

3 執行機関は、前条第1項の規定により審査基準・標準処理期間整理票又は処分基準整理票を作成し、若しくは変更し、又は審査基準等を廃止したときは、企画財務部長にその旨を通知するものとする。

4 企画財務部長は、審査基準・標準処理期間整理票及び処分基準整理票を取りまとめ、公表するものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、執行機関が定める。

付 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容			
根拠法令及び条項			
審査基準	☐ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☐ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☐ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	部 課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容			
根拠法令及び条項			
処分基準	☐ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☐ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	部 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

訓 令

那覇市訓令第16号

平成26年11月28日

公 表 済

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成26年11月28日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
子育て応援課	母子及び寡婦福祉資金貸付けに關すること。	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
〔略〕		
子育て応援課	母子及び父子並びに寡婦に係る福祉資金の貸付けに關すること。	〔略〕
	〔略〕	
〔略〕		

告 示

那覇市告示第 329 号

平成 26 年 11 月 17 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長職務代理者

那覇市副市長 久 高 將 光

- 1 指定番号：第 4 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日：平成 26 年 11 月 17 日
- 4 指定道路の位置：那覇市字与儀後原 225 番 1
- 5 指定道路の延長及び幅員：延長 29.77m
幅員 4.50m

那覇市告示第 335 号

平成 26 年 11 月 20 日

掲 示 済

平成 26 年（2014 年）11 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 26 年（2014 年）11 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 26 年 11 月 25 日（火）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1） 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - （2） 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - （3） 平成 26 年度那覇市一般会計補正予算（第 6 号）
 - （4） 平成 26 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - （5） 平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - （6） 議決内容の一部変更について
 - （7） 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号））
 - （8） 専決処分の報告について（那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定）
 - （9） 専決処分の報告について（市道牧志 31 号舗装飛散に伴う物損事故）
 - （10） 専決処分の報告について（大名市営住宅における転倒事故）
 - （11） 専決処分の報告について（車両物損事故）
 - （12） 専決処分の報告について（学校事故）

那覇市告示第 336 号

平成 26 年 11 月 21 日

掲 示 済

平成 26 年（2014 年）12 月那覇市議会定例会の招集について

平成 26 年（2014 年）12 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 招 集 の 日 | 平成 26 年 12 月 1 日（月） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 354 号

平成 26 年 12 月 3 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成26年10月23日

職務代理者

那覇市副市長 久高将光 様

職務代理者

那覇市副市長 久高将光

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	こども政策課 幼稚園グループ 電話 816-2110 内線2537
業 務 の 名 称	平成27年度那覇市立幼稚園園児募集案内ハガキの発送
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成26年10月23日
目的外利用等をす る個人情報の内容	平成26年10月10日から22日までの期間に住基情報の 異動がある世帯のうち、平成21年4月2日から平成22年4 月1日までに生まれた児童がいる世帯の個人情報 (項目：氏名・生年月日・住所・方書)
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	根拠：那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 (平成18年3月29日審議会承認 類型事項1) 園児募集案内ハガキの発送に伴い、ハガキ作成後、住基情報に 変更がないか確認をするため。 (案内ハガキは10月10日現在の住基データで作成、発送は 10月28日) 教育基本法及び学校教育法において、幼稚園の目的及び目標 等が規定されており、その事務を適切に行うため目的外利用を 行う。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	こども政策課
所 管 部 課	市民文化部 ハイサイ市民課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成26年12月1日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	建設管理部 建設企画課 電話 951-3235
業 務 の 名 称	那覇市まちなか居住推進方針案策定業務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成26年12月5日
目的外利用等をす る個人情報の内容	県内外から中心市街地へ転居した男女、中心市街地から本市内へ 転居した男女の氏名および住所、郵便番号。
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号 審議会承認類型事項 1 による。 住生活基本法の第7条より、住生活基本計画の策定が義務付けられ ており、第18条において、計画に定められた目標を達成するために 必要な措置を講ずるよう努めなければならないと謳われています。 本市においては、現在の少子高齢化、空き家等の様々な課題に取り 組むため、那覇市住生活基本計画を策定し、そのなかで、中心市 街地への居住推進、高齢者や障がい者等へ配慮された住環境整備を 目的とした住宅政策を進めるため、市民アンケートを実施し、住宅 の現状や市の住宅政策に対する市民の意向等を把握する。
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	建設管理部 建設企画課
所 管 部 課	市民文化部 ハイサイ市民課

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成26年12月2日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	健康部特定健診課 電話 2526
業 務 の 名 称	・ 特定健診未受診者電話案内業務 ・ 特定保健指導
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成26年12月頃
目的外利用等をする 個人情報の内容	電話番号
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第5号（審議会承認類型事項1） 根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律第20・24条に基づく事務 特定健診未受診者に対して委託により電話での受診勧奨を行っており、より多くの方に電話案内をするため また、特定保健指導の対象者と接触するには電話にて連絡をとる方が効果的であるため
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	健康部特定健診課
所 管 部 課	企画財務部納税課

那覇市告示第 366 号
平成 26 年 12 月 12 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
5・5・那 4 号 漫湖公園
変更する部分 那覇市古波蔵三丁目地内及び鏡原町地先
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

那覇市告示第 367 号

平成 26 年 12 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成26年度上半期那覇市の財政(平成26年9月30日現在)

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位：千円)

区 分		予算現額	歳入		歳出	
			収入済額	収入率	支出済額	執行率
(1) 一般会計		151,804,490	60,843,853	40.1%	51,511,555	33.9%
(2) 特別会計		79,498,729	25,189,660	31.7%	33,605,192	42.3%
内 訳	土地区画整理事業	1,207,676	117,903	9.8%	117,310	9.7%
	国民健康保険事業	49,337,550	14,549,489	29.5%	23,137,816	46.9%
	市街地再開発事業	2,399,794	1,376	0.1%	84,690	3.5%
	介護保険事業	23,225,993	9,248,962	39.8%	8,893,052	38.3%
	後期高齢者医療	2,931,114	1,047,280	35.7%	1,200,424	41.0%
	病院事業債管理	295,793	146,811	49.6%	146,811	49.6%
	母子寡婦福祉資金 貸付事業	100,809	77,839	77.2%	25,089	24.9%
合計 (1) + (2)		231,303,219	86,033,513	37.2%	85,116,747	36.8%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	42,693,727	24,712,990	57.9%
地方譲与税	673,650	229,600	34.1%
地方交付税	14,058,003	9,400,688	66.9%
分担金及び負担金	1,793,862	830,241	46.3%
使用料及び手数料	2,999,579	1,376,852	45.9%
国庫支出金	37,828,924	15,507,720	41.0%
県支出金	21,201,289	1,168,247	5.5%
繰入金	4,062,089	0	0.0%
繰越金	2,674,655	3,576,111	133.7%
諸収入	1,890,351	665,535	35.2%
市債	16,595,219	1,160,290	7.0%
その他	5,333,142	2,215,579	41.5%
合 計	151,804,490	60,843,853	40.1%

歳 出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	846,318	437,228	51.7%
総務費	10,531,625	2,870,174	27.3%
民生費	66,257,144	25,637,632	38.7%
衛生費	9,639,934	3,611,100	37.5%
労働費	161,425	63,925	39.6%
農林水産業費	154,692	40,466	26.2%
商工費	1,651,866	615,564	37.3%
土木費	26,802,211	4,368,123	16.3%
消防費	4,885,603	1,323,702	27.1%
教育費	16,475,208	5,040,962	30.6%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	14,298,106	7,502,679	52.5%
その他	65,210	0	0.0%
合 計	151,769,346	51,511,555	33.9%

3 市の財産

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ①土地（道路、公園など） | 2,855,666.37 m ² |
| ②建物（学校、図書館など） | 1,088,694.04 m ² |
| ③基金（特定の目的のための資金の積立など） | 18,918,957,166 千円 |
| ④有価証券（株券） | 3,625,811,408 千円 |

4 一時借入金の現在額

0 千円

5 市債残高

(単位：千円)

借 入 先	一般会計	病院事業債管理 特別会計	母子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	市街地再開発事業 特別会計	合 計
財政融資資金	69,715,904	7,590		1,642,022	71,365,516
簡易生命保険資金	12,244,001				12,244,001
郵便貯金資金	891,547				891,547
地方公共団体金融機構	20,132,464	824,578			20,957,042
国の予算貸付等	379,900		52,800	163,900	596,600
市中銀行	18,902,243	153,350			19,055,593
その他の金融機関	1,014,769				1,014,769
共済等	6,301,735			215,955	6,517,690
その他	529,258				529,258
合 計	130,111,821	985,518	52,800	2,021,877	133,172,016

※ その他は沖縄県貸付資金（市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金）である。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

平成26年9月30日現在人口 322,717 人（外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 470,285円

市民1人当たり市税負担額 132,295円

(単位：円)

1人当たり行政経費	470,285
議会費	2,622
総務費	32,634
民生費	205,310
衛生費	29,871
労働費	500
農林水産業費	479
商工費	5,119
土木費	83,052
消防費	15,139
教育費	51,052
災害復旧費	0
公債費	44,305
その他	202

7 平成26年度予算総括表

(単位：千円)

会 計 別		平成26年度 当初予算	平成25年度 当初予算	増減額	平成26 年度対 前年度 増減率	平成25 年度対 前年度 増減率
一般会計		140,456,000	128,088,000	12,368,000	9.7%	2.0%
特別会計		73,549,048	68,679,965	4,869,083	7.1%	2.5%
内 訳	土地区画整理事業	1,165,734	571,319	594,415	104.0%	△63.3%
	国民健康保険事業	44,085,621	43,370,585	715,036	1.6%	3.3%
	市街地再開発事業	2,391,394	349,686	2,041,708	583.9%	130.3%
	介護保険事業	22,596,042	21,222,109	1,373,933	6.5%	4.3%
	後期高齢者医療	2,906,706	2,815,884	90,822	3.2%	7.3%
	病院事業債管理	295,793	269,891	25,902	9.6%	23.8%
	母子寡婦福祉資金貸付事業	107,758	80,491	27,267	33.9%	23.8%
合 計		214,005,048	196,767,965	17,237,083	8.8%	2.1%

那覇市上下水道局業務の状況（水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成 26 年 9 月 30 日現在

項 目	単 位	実 績
給水人口	人	320,581
給水戸数	戸	154,888
給水栓数	栓	99,194
総配水量	m ³	16,149,201
一日平均配水量	m ³	105,550
一日最大配水量	m ³	118,520
有収水量	m ³	15,284,596
有収率	%	94.65

水道料金調定・収納状況

平成 26 年 9 月 30 日現在

(税込)

予算額（円）	調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）	未納額（円）
7,332,045,000	3,452,636,381	2,322,259,376	67.26	1,130,377,005

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業収益	8,234,253,000	3,613,240,170	43.88%	
	第 1 項	営業収益	7,693,043,000	3,561,633,380	46.30%	
	第 2 項	営業外収益	541,209,000	51,595,907	9.53%	
	第 3 項	特別利益	1,000	10,883	1,088.30%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業費用	7,671,881,000	3,223,022,661	42.01%	
	第 1 項	営業費用	7,148,948,000	2,903,795,779	40.62%	
	第 2 項	営業外費用	225,702,000	50,228,434	22.25%	
	第 3 項	特別損失	277,231,000	268,998,448	97.03%	
	第 4 項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的収入	322,475,000	71,080,000	22.04%	
	第 1 項	補助金	216,000,000	0	0.00%	
	第 2 項	他会計負担金	6,163,000	0	0.00%	
	第 3 項	出資金	71,080,000	71,080,000	100.00%	
	第 4 項	他会計貸付金償還金	12,232,000	0	0.00%	
	第 5 項	その他資本的収入	17,000,000	0	0.00%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的支出	1,304,581,600	284,284,508	21.79%	
	第 1 項	建設改良費	948,021,600	159,605,872	16.84%	
	第 2 項	企業債償還金	251,559,000	124,678,636	49.56%	
	第 3 項	投資	100,000,000	0	0.00%	
	第 4 項	その他資本的支出	1,000	0	0.00%	
	第 5 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成 26 年度損益計算書 (上半期)

(平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	3,221,640,720		
(2) その他営業収益	<u>106,610,609</u>	3,328,251,329	
2 営 業 費 用			
(1) 配 水 費	1,794,389,426		
(2) 給 水 費	94,502,469		
(3) 漏 水 防 止 費	16,361,318		
(4) 業 務 費	136,979,579		
(5) 総 係 費	162,278,649		
(6) 減 価 償 却 費	539,867,500		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>20,695,663</u>	<u>2,765,074,604</u>	
営 業 利 益			563,176,725
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	6,762,314		
(2) 補 償 金	1,586,520		
(3) 土 地 物 件 収 益	35,064,547		
(4) 他 会 計 負 担 金	3,244,000		
(5) 雑 収 益	<u>2,747,720</u>	49,405,101	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	50,144,701		
(2) 雑 支 出	<u>83,733</u>	<u>50,228,434</u>	<u>△ 823,333</u>
経 常 利 益			562,353,392
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	<u>10,367</u>	10,367	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	241,048		
(2) その他特別損失	<u>268,745,370</u>	<u>268,986,418</u>	<u>△ 268,976,051</u>
上 半 期 純 利 益			293,377,341
前年度繰越利益剰余金			526,459,293
その他未処分利益剰余金変動額			6,280,230,588
上半期末処分利益剰余金			<u>7,100,067,222</u>

平成 26 年度貸借対照表(上半期)

(平成 26 年 9 月 30 日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有 形 固 定 資 産

イ土 地	1,070,849,302	
ロ建 物	2,258,394,332	
減価償却累計額	<u>△803,956,779</u>	1,454,437,553
ハ構 築 物	38,332,949,305	
減価償却累計額	<u>△16,315,184,948</u>	22,017,764,357
ニ機 械 及 び 装 置	2,452,982,329	
減価償却累計額	<u>△1,340,666,280</u>	1,112,316,049
ホ車 両 運 搬 具	27,633,830	
減価償却累計額	<u>△19,939,922</u>	7,693,908
ヘ工具、器具及び備品	416,036,226	
減価償却累計額	<u>△335,315,132</u>	80,721,094
ト建 設 仮 勘 定	<u>207,791,715</u>	
有形固定資産合計		25,951,573,978

(2)無 形 固 定 資 産

イ電 話 加 入 権	<u>913,300</u>	
無形固定資産合計		913,300

(3)投 資

イ投資有価証券	199,518,000	
ロ長 期 貸 付 金	36,697,800	
ハそ の 他 投 資	<u>2,405,000</u>	
投資合計		<u>238,620,800</u>

固定資産合計 26,191,108,078

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金	8,188,307,983	
(2)未 収 金	1,155,780,473	
(3)貯 蔵 品	53,160,145	
(4)前 払 金	205,568,280	
(5)そ の 他 流 動 資 産	<u>144,095,940</u>	
流動資産合計		<u>9,746,912,821</u>
資 産 合 計		<u>35,938,020,899</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債

2,885,873,841

企 業 債 合 計

2,885,873,841

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

1,068,116,904

ロ 修繕引当金

759,370,000

引 当 金 合 計

1,827,486,904

固 定 負 債 合 計

4,713,360,745

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債

126,880,019

企 業 債 合 計

126,880,019

(2) 未 払 金

4,612,595

(3) 預 り 金

81,114,100

(4) その他流動負債

235,573,373

流 動 負 債 合 計

448,180,087

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

315,995,576

収 益 化 累 計 額

△135,510,568

180,485,008

ロ 寄 附 金

70,000,000

収 益 化 累 計 額

△8,819,998

61,180,002

ハ 工 事 負 担 金

1,804,275,168

収 益 化 累 計 額

△700,457,639

1,103,817,529

ニ 国庫(県)補助金

13,635,716,932

収 益 化 累 計 額

△5,415,826,123

8,219,890,809

ホ 補 償 金

166,663,131

収 益 化 累 計 額

△72,474,54094,188,591

繰 延 収 益 合 計

9,659,561,939

負 債 合 計

14,821,102,771

資 本 の 部

6 資 本 金		10,546,129,872
7 剰 余 金		
(1)資 本 剰 余 金		
イ受贈財産評価額	321,419,706	
ロ国庫（県）補助金	<u>1,984,471,045</u>	
資本剰余金合計		2,305,890,751
(2)利 益 剰 余 金		
イ減 債 積 立 金	1,164,830,283	
ロ上半期末処分利益剰余金	<u>7,100,067,222</u>	
利益剰余金合計		<u>8,264,897,505</u>
剰 余 金 合 計		<u>10,570,788,256</u>
資 本 合 計		<u>21,116,918,128</u>
負 債 資 本 合 計		<u>35,938,020,899</u>

3 企業債及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	2,045,331,721	0	77,104,453	1,968,227,268
地方公共団体金融機構	1,092,100,775	0	47,574,183	1,044,526,592
計	3,137,432,496	0	124,678,636	3,012,753,860

一時借入金

な し

那覇市上下水道局業務の状況（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成 26 年 9 月 30 日現在

項 目	単 位	実 績
使用戸数	人	143,511
検針栓数	栓	90,986
総排水量	m ³	16,299,684
有収水量	m ³	16,296,147
有収率	%	99.98%

下水道料金使用料・収納状況

平成 26 年 9 月 30 日現在

（税込）

予算額（円）	調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）	未納額（円）
3,597,818,000	1,679,728,482	1,059,181,021	63.06	620,547,461

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

（単位：円）

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		下水道事業収益	5,614,137,000	2,047,581,497	36.47%	
	第 1 項	営業収益	4,107,953,000	1,907,816,505	46.44%	
	第 2 項	営業外収益	1,192,857,000	139,055,371	11.66%	
	第 3 項	特別利益	313,327,000	709,621	0.23%	

支出

（単位：円）

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		下水道事業費用	5,118,983,000	1,080,806,599	21.11%	
	第 1 項	営業費用	4,531,819,000	789,479,657	17.42%	
	第 2 項	営業外費用	448,428,000	189,777,424	42.32%	
	第 3 項	特別損失	120,339,000	101,549,518	84.39%	
	第 4 項	予備費	18,397,000	0	0.00%	

(2)資本的收入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的收入	2,057,382,536	166,797,589	8.11%	
	第 1 項	企業債	701,900,000	0	0.00%	
	第 2 項	補助金	790,466,536	0	0.00%	
	第 3 項	他会計負担金	563,427,000	165,682,289	29.41%	
	第 4 項	その他資本収入	1,589,000	1,115,300	70.19%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	備 考
第 1 款		資本的支出	3,123,628,634	963,069,721	30.83%	
	第 1 項	建設改良費	1,970,784,634	420,755,661	21.35%	
	第 2 項	企業債償還金	1,130,611,000	542,044,060	47.94%	
	第 3 項	他会計借入金償還金	12,233,000	0	0.00%	
	第 4 項	投資	5,000,000	270,000	5.40%	
	第 5 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成 26 年度損益計算書 (上半期)

(平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	1,567,393,347		
(2) 雨 水 処 理 負 担 金	202,161,800		
(3) 再 生 水 売 却 収 益	24,180,037		
(4) そ の 他 営 業 収 益	56,500	1,793,791,684	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	47,154,006		
(2) ポ ン プ 場 費	13,984,264		
(3) 雨 水 処 理 費	15,692,140		
(4) 排 水 設 備 費	30,744,885		
(5) 業 務 費	600,552,875		
(6) 総 係 費	34,443,272		
(7) 減 価 償 却 費	850,617,000		
(8) 資 産 減 耗 費	0	1,593,188,442	
営 業 利 益			200,603,242
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	1,005,616		
(2) 他 会 計 補 助 金	133,867,911		
(3) 他 会 計 負 担 金	1,440,000		
(4) 土 地 物 件 収 益	703,413		
(5) 雑 収 益	2,038,413	139,055,353	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	189,735,314		
(2) 雑 支 出	42,110	189,777,424	△ 50,722,071
経 常 利 益			149,881,171
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	675,830	675,830	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	320,981		
(2) そ の 他 特 別 損 失	101,212,491	101,533,472	△ 100,857,642
上 半 期 純 利 益			49,023,529
前年度繰越利益剰余金			367,700,933
その他未処分利益剰余金変動額			42,800,563
上半期末処分利益剰余金			459,525,025

平成 26 年度貸借対照表（上半期）

（平成 26 年 9 月 30 日）

（単位：円）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		1,172,871,541	
ロ 建物	164,899,550		
減価償却累計額	<u>△39,079,239</u>	125,820,311	
ハ 構築物	60,347,976,041		
減価償却累計額	<u>△17,845,243,075</u>	42,502,732,966	
ニ 機械及び装置	803,624,830		
減価償却累計額	<u>△253,138,259</u>	550,486,571	
ホ 車両運搬具	3,565,319		
減価償却累計額	<u>△3,002,129</u>	563,190	
ヘ 工具、器具及び備品	40,485,872		
減価償却累計額	<u>△22,490,739</u>	17,995,133	
ト 建設仮勘定		<u>746,215,755</u>	
有形固定資産合計			45,116,685,467

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		<u>4,861,235,463</u>	
無形固定資産合計			4,861,235,463

(3) 投資

イ 長期貸付金		2,161,900	
ロ その他投資		<u>4,147,000</u>	
投資合計			<u>6,308,900</u>

固定資産合計			<u>49,984,229,830</u>
--------	--	--	-----------------------

2 流動資産

(1) 現金預金		1,312,181,224	
(2) 未収金		646,492,413	
(3) 前払金		192,044,429	
(4) その他流動資産		<u>71,615,105</u>	
流動資産合計			<u>2,222,333,171</u>
資産合計			<u>52,206,563,001</u>

（単位：円）

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

15,613,528,018

企業債合計

15,613,528,018

(2) 他会計借入金

イ 建設改良費等の財源に
充てるための長期借入金

24,465,200

他会計借入金合計

24,465,200

(3) 引当金

イ 退職給与引当金

328,813,136

ロ 修繕引当金

313,642,000

引当金合計

642,455,136

固定負債合計

16,280,448,354

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

588,566,346

企業債合計

588,566,346

(2) 他会計借入金

イ 建設改良費等の財源に
充てるための長期借入金

12,232,600

他会計借入金合計

12,232,600

(3) 未払金

8,801,123

(4) 預り金

6,912,910

(5) その他流動負債

114,058,630

流動負債合計

730,571,609

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額

395,200,240

収益化累計額

△42,800,563

352,399,677

ロ 国庫（県）補助金

35,907,907,955

収益化累計額

△13,259,568,792

22,648,339,163

ハ 他会計負担金

165,682,289

収益化累計額

0

165,682,289

繰延収益合計

23,166,421,129

負債合計

40,177,441,092

資 本 の 部

6 資本金		11,527,426,264
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	34,933,911	
ロ 国庫(県)補助金	7,236,709	
資本剰余金合計		42,170,620
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 上半期末処分利益剰余金	459,525,025	
利益剰余金合計		459,525,025
剰余金合計		501,695,645
資本合計		12,059,121,909
負債資本合計		52,206,563,001

3 企業債、その他借入金及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財 政 融 資 資 金	5,051,143,142	0	159,956,120	4,891,187,022
地方公共団体金融機構	7,598,242,683	0	166,522,434	7,431,720,249
郵貯・簡保管理機構	2,962,876,232	0	103,430,058	2,859,446,174
沖縄県市町村振興資金	121,093,409	0	0	121,093,409
琉 球 銀 行	878,390,000	0	103,896,000	774,494,000
計	16,611,745,466	0	533,804,612	16,077,940,854

その他借入金

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
都 市 再 生 機 構	132,392,958	0	8,239,448	124,153,510
那覇市水道事業会計	36,697,800	0	0	36,697,800
計	169,090,758	0	8,239,448	160,851,310

一時借入金

な し

那覇市告示第 368 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会で認定された平成 25 年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成25年度 那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

		(単位:円)					
款	項	予 算	現 額	調 定 額	收 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較
1 市税		42,536,974,000		44,967,858,666	43,011,297,508 29,368,533	254,187,162	△474,323,508
	1 市民税	17,592,353,000		18,707,949,278	17,921,882,302 21,464,231	130,913,210	△329,529,302
	2 固定資産税	20,280,395,000		21,503,319,005	20,382,901,382 7,552,357	1,010,777,836	△102,506,382
	3 軽自動車税	515,348,000		566,001,095	519,892,096 351,855	40,379,046	△4,544,096
	4 市たばこ税	3,257,174,000		3,266,971,888	3,266,971,888	0	△9,797,888
	5 特別土地保有税	0		0	0	0	0
	6 入湯税	13,785,000		12,946,650	12,946,650	0	838,350
2 地方譲与税	7 事業所税	877,919,000		910,670,750	906,703,190 90	3,967,650	△28,784,190
		645,314,000		683,816,211	683,816,211	0	△38,502,211
	1 自動車重量譲与税	331,539,000		331,180,000	331,180,000	0	359,000
	2 地方道路譲与税	1,000		4	4	0	996
	3 特別とん譲与税	18,747,000		19,646,207	19,646,207	0	△899,207
3 利子割交付金	4 航空機燃料譲与税	158,054,000		187,295,000	187,295,000	0	△29,241,000
	5 地方揮発油譲与税	136,973,000		145,695,000	145,695,000	0	△8,722,000
		90,053,000		83,454,000	83,454,000	0	6,599,000
	1 利子割交付金	90,053,000		83,454,000	83,454,000	0	6,599,000
	4 配当割交付金	35,721,000		59,388,000	59,388,000	0	△23,667,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 配当割交付金	35,721,000		59,388,000	59,388,000	0	△23,667,000
		70,907,000		97,417,000	97,417,000	0	△26,510,000
6 地方消費税交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	70,907,000		97,417,000	97,417,000	0	△26,510,000
		2,810,648,000		2,810,648,000	2,810,648,000	0	0
	1 地方消費税交付金	2,810,648,000		2,810,648,000	2,810,648,000	0	0

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 滞 滞 未 滞 滞 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 滞 滞 額	(単位:円)	
								予 算 現 額 と 収 入 滞 滞 未 滞 滞 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 滞 滞 未 滞 滞 額 と の 比 較
7	自動車取得税交付金		114,257,000	101,308,000	101,308,000	0	0	0	12,949,000
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 自動車取得税交付金	114,257,000	101,308,000	101,308,000	0	0	0	12,949,000
		1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	294,687,000	294,687,000	294,687,000	0	0	0	0
9	地方特例交付金		68,473,000	68,786,000	68,786,000	0	0	0	△313,000
10	地方交付税	1 地方特例交付金	68,473,000	68,786,000	68,786,000	0	0	0	△313,000
		1 地方交付税	14,083,710,000	14,031,620,000	14,031,620,000	0	0	0	52,090,000
11	交通安全対策特別交付金		52,000,000	50,183,000	50,183,000	0	0	0	1,817,000
12	分担金及び負担金	1 交通安全対策特別交付金	52,000,000	50,183,000	50,183,000	0	0	0	1,817,000
13	使用料及び手数料	1 分担金	1,827,816,000	1,838,546,588	1,771,452,634	9,281,044	57,812,910	56,363,366	56,363,366
		2 負担金	1,827,816,000	1,838,546,588	1,771,452,634	0	0	0	1,000
14	国庫支出金	1 使用料	2,257,585,000	2,467,123,103	2,317,826,377	9,061,652	140,235,074	△85,236,308	△85,236,308
		2 手数料	621,947,000	646,942,331	646,941,931	0	500	△24,994,931	△24,994,931
15	県支出金	1 国庫負担金	33,885,754,331	33,805,699,006	31,281,325,943	0	2,524,373,063	2,604,428,388	2,604,428,388
		2 国庫補助金	26,695,011,000	26,540,759,227	26,540,759,227	0	0	0	154,251,773
16	県負担金	3 委託金	102,828,000	102,967,668	102,967,668	0	0	0	△139,668
		1 県負担金	4,330,337,000	4,323,452,093	4,275,505,826	0	47,946,267	54,831,174	54,831,174

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位:円)	
款	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較								
		2 県補助金	15,759,892,342	15,018,731,088	10,472,524,896	0	4,546,206,192	5,287,367,446	
		3 委託金	475,326,000	474,659,887	474,659,887	0	0	666,113	
16	財産収入								
		1 財産運用収入	389,597,000	420,578,840	389,932,640	0	30,646,200	△335,640	
		2 財産売却収入	437,280,000	451,291,351	451,291,351	0	0	△14,011,351	
17	寄附金		2,227,000	2,542,000	2,542,000	0	0	△315,000	
		1 寄附金	2,227,000	2,542,000	2,542,000	0	0	△315,000	
18	繰入金		425,212,000	422,075,137	422,075,137	0	0	3,136,863	
		1 特別会計繰入金	110,016,000	110,012,400	110,012,400	0	0	3,600	
		2 基金繰入金	315,196,000	312,062,737	312,062,737	0	0	3,133,263	
19	繰越金		3,662,075,927	3,662,075,991	3,662,075,991	0	0	△64	
		1 繰越金	3,662,075,927	3,662,075,991	3,662,075,991	0	0	△64	
20	諸収入		2,511,485,295	3,107,723,594	2,526,569,662	65,269,266	515,884,666	△15,084,367	
		1 延滞金加算金及び過料	138,678,000	139,821,155	139,808,065	0	13,100	△1,130,055	
		2 市預金利子	2,263,000	2,721,177	2,721,177	0	0	△458,177	
		3 貸付金元利収入	359,386,000	359,373,074	359,373,074	0	0	12,926	
		4 受託事業収入	72,219,000	4,730,194	4,730,194	0	0	67,488,806	
		5 雑入	1,938,939,295	2,601,077,994	2,019,937,162	65,269,266	515,871,566	△80,997,867	
21	市債		12,623,157,000	10,873,257,000	10,873,257,000	0	0	1,749,900,000	
		1 市債	12,623,157,000	10,873,257,000	10,873,257,000	0	0	1,749,900,000	
歳 入 合 計			140,012,435,895	140,763,863,886	130,860,585,994 29,368,633	337,799,124	9,594,847,401	9,151,849,901	

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位：円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議会費			791,657,000	779,781,743	0	11,875,257		11,875,257
		1 議会費	791,657,000	779,781,743	0	11,875,257		11,875,257
2 総務費			12,279,896,350	11,366,763,381	573,042,000	340,090,969		913,132,969
		1 総務管理費	9,961,031,350	9,085,119,418	573,042,000	302,869,932		875,911,932
		2 徴税費	1,052,345,000	1,028,952,128	0	23,392,872		23,392,872
		3 戸籍住民基本台帳費	929,120,000	919,696,014	0	9,423,986		9,423,986
		4 選挙費	194,537,000	192,946,536	0	1,590,464		1,590,464
		5 統計調査費	41,443,000	40,320,431	0	1,122,569		1,122,569
3 民生費		6 監査委員費	101,420,000	99,728,854	0	1,691,146		1,691,146
			61,879,820,499	59,821,442,733	483,111,000	1,575,266,766		2,058,377,766
		1 社会福祉費	20,534,812,335	20,111,242,941	6,183,000	417,386,394		423,569,394
		2 児童福祉費	19,599,210,483	18,660,756,909	476,928,000	461,525,574		938,453,574
4 衛生費		3 生活保護費	21,745,796,681	21,049,442,883	0	696,353,798		696,353,798
		4 災害救助費	1,000	0	0	1,000		1,000
			9,470,343,717	8,947,950,649	90,183,000	432,210,068		522,393,068
		1 保健衛生費	5,223,178,675	4,836,002,887	73,005,000	314,170,788		387,175,788
5 労働費		2 清掃費	4,247,165,042	4,111,947,762	17,178,000	118,039,280		135,217,280
			585,853,000	549,907,349	0	35,945,651		35,945,651
6 農林水産業費		1 労働諸費	585,853,000	549,907,349	0	35,945,651		35,945,651
			181,964,000	173,425,596	0	8,538,404		8,538,404
		1 農業費	113,789,000	106,185,796	0	7,603,204		7,603,204
		2 林業費	120,000	120,000	0	0		0

歳 出

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
7 商工費	3 水産業費	68,055,000	67,119,800	0	935,200	935,200
		3,007,912,210	2,479,006,158	70,320,000	458,586,052	528,906,052
8 土木費	1 商工費	3,007,912,210	2,479,006,158	70,320,000	458,586,052	528,906,052
		21,189,412,652	13,898,408,440	7,165,052,077	125,952,135	7,291,004,212
9 消防費	1 土木管理費	378,116,000	352,372,520	11,755,000	13,988,480	25,743,480
	2 道路橋りょう費	1,951,952,213	1,145,856,256	793,430,156	12,665,801	806,095,957
	3 港湾費	1,365,846,000	1,193,562,096	165,192,000	7,091,904	172,283,904
	4 都市計画費	10,211,376,039	6,850,880,189	3,325,938,501	34,557,349	3,350,495,850
	5 住宅費	7,282,122,400	4,355,737,379	2,888,736,420	57,648,601	2,926,385,021
10 教育費	1 消防費	3,094,497,900	2,792,982,526	210,768,602	90,746,772	301,515,374
		3,094,497,900	2,792,982,526	210,768,602	90,746,772	301,515,374
11 災害復旧費	1 教育総務費	13,480,308,971	12,473,058,134	218,536,968	788,713,849	1,007,250,837
		1,588,941,181	1,547,290,908	0	41,650,273	41,650,273
	2 小学校費	4,510,121,161	4,087,488,165	97,750,100	324,882,896	422,632,996
	3 中学校費	2,108,311,118	1,779,135,074	34,093,888	295,082,156	329,176,044
	4 幼稚園費	1,943,204,300	1,892,578,057	0	50,626,243	50,626,243
	5 社会教育費	1,394,983,100	1,269,865,642	80,536,200	44,581,258	125,117,458
11 災害復旧費	6 保健体育費	1,934,748,111	1,896,700,288	6,156,800	31,891,023	38,047,823
		4,000	0	0	4,000	4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
11 災害復旧費	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
		1,000	0	0	1,000	1,000

01-5

(単位:円)

歳 出	歌	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
12	公債費		14,014,575,000	14,001,748,215	0	12,826,785	12,826,785
		1 公債費	14,014,575,000	14,001,748,215	0	12,826,785	12,826,785
13	諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
		1 公営企業貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14	予備費		36,189,596	0	0	36,189,596	36,189,596
		1 予備費	36,189,596	0	0	36,189,596	36,189,596
歳 出	合 計		140,012,435,895	127,284,474,924	8,811,013,667	3,916,947,304	12,727,960,971

歳入歳出差引残額

3,576,111,070 円

平成 26 年 9 月 16 日提出

那覇市長

翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表
（ 一 般 会 計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	140,012,435,895 円
2	歳 入 総 額	130,860,585,994
3	歳 出 総 額	127,284,474,924
4	歳 入 歳 出 差 引 額	3,576,111,070
5	(1) 継続費運次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	552,825,212
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	552,825,212
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	3,023,285,858
6	各 会 計 別 内 訳	0
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	

那覇市監査委員より提出された、平成 25 年度（2013 年度）那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

平成 25 年度、那覇市は市民サービスの向上や経営基盤の強化拡充を図るため中核市として第一歩を踏み出した。また、沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金も制度創設 2 年目となり、当該交付金を活用した事業も本格的に走り出した年度でもある。

このような環境の中、平成 25 年度一般会計の決算における実質収支は、30 億 2,328 万円の黒字となっており、単年度収支においても 3 億 1,862 万円の黒字となっている。これは生活保護費や障害福祉サービス等給付費等の扶助費が 19 億 2,380 万円の増、国民健康保険事業特別会計への繰出金が 8 億 6,764 万円の増等があったものの、収納率の向上により市税が 16 億 8,622 万円の増、中核市移行等により普通交付税が 11 億 8,645 万円の増等があったことによるものである。

一方、土地区画整理事業等、7 特別会計の実質収支合計額は、43 億 2,114 万円の赤字で、前年度に比べ赤字額が 8 億 6,129 万円の増となっている。これは、国民健康保険事業特別会計において累積赤字が 8 億 6,745 万円増加したことによるものであり、その結果、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は 12 億 9,785 万円の赤字で、前年度に比べ 5 億 4,266 万円、赤字が増大している。

国民健康保険事業特別会計の赤字の主な要因は、平成 20 年度の医療制度改革において、前期高齢者医療給付費に対する調整交付金が低く算定されていることによるものである。当該交付金は、前期高齢者の割合等により算定されるものであるが、先の大戦において多くの県民が犠牲となったことにより前期高齢者の割合が他府県に比べ低く、その交付金額が少ないものとなっている。沖縄戦のような特殊事情は当然に配慮されるべきものであることから、他自治体と連携し財政支援措置を講じるよう国に強く要請することが望まれる。

中核市への移行に伴い、保健所の設置や障害者手帳の認可交付事務、保育所の設置認可事務等、県から多くの事務や権限が移譲された。財政面では、保健所設置に伴う人件費の増、保育所運営費や生活保護費負担金に係る県負担金が市負担へ変更となる等、約 26 億 5,000 万円の影響があったが、普通交付税及び臨時財政対策債で措置されている。

普通会計における財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 85.6%で、前年度に比べ 4.8 ポイント改善している。これは扶助費で 1.4 ポイント増加したものの、人件費で 2.7 ポイント、公債費で 2.1 ポイント減少したことによるものである。実質公債費比率は 13.9%で前年度に比べ 0.3 ポイント改善し、市債残高も 1,384 億 6,699 万円から 12 億 8,793 万円の減少となっている。しかし、実質公債費比率は中核市平均の 8.8%（平成 24 年度決算）に比べ依然として高いものとなっていることから、将来的に財政を圧迫する要因となる市債借入を抑制するよう努められたい。

平成 25 年度から翌年度へ繰り越した事業の総額は、一般会計及び特別会計で 88 億 6,135 万円となっており、前年度に比べ 3 億 3,303 万円減少している。主な繰越事業は、街路整備事業（公共投資交付金）22 億 2,131 万円、大名市営住宅建替事業 14 億 140 万円、宇栄原市営住宅建替事業 9 億 5,290 万円となっている。繰越事業のうち沖縄振興特別推進交付金事業について、前年度は交付要綱の解釈や県との調整等で事業化に時間を要したことにより 42 億 7,666 万円を繰り越したが、平成 25 年度は 17 億 6,814 万円の繰り越しとなっている。事業を早期に計画・着手したことにより繰越額が半減されているが、交付決定後の事業取り止めや事故繰越となった事業もあることから、事業化に向けた慎重な検討や事業の執行管理について更なる努力が必要である。

今後、本市の課題として国民健康保険事業特別会計の累積赤字解消という大きな問題がある。現状のままで推移すると、事業主体が市から県への移行が予定されている平成 30 年度までの累積赤字は約 170 億円となる見込みで、毎年度 42 億円余の補てん財源を確保しなければ累積赤字は解消できない。赤字の大きな要因は、「前期高齢者財政調整制度」における不十分な調整機能にあることから、国に財政支援を強く要望するとともに、自主財源の確保や事業の見直し等も徹底的に実施し、課題を克服するよう万全の体制で臨みたい。

なお、次のことに適切な措置を執られるよう要望する。

歳入について

（1）保育料延滞金の未収金について（こども政策課）

保護者が納付した保育料及び延滞金について、延滞金を保育料に振替処理を行う必要が生じた。正しい費目へ収納するため振替処理を行っているが、併せて行う調定において延滞金を減とすべきところ増としたことにより未収金が発生したものである。

収入事務に当たっては、入力の手誤りがないよう適切な事務処理に努められたい。

（2）3 歳以上児主食費未収金の債権管理について（こどもみらい課）

保育所の 3 歳以上児主食費未収金については、公法上の債権である保育料に準じ 5 年を経過したものについて不納欠損処理をしているが、これは適切な債権管理となっていない。

監査委員の平成 24 年度決算審査において、当該未収金は私債権で消滅時効は 2 年であり、当該債権の消滅については、消滅時効の援用による時効成立、免除、権利の放棄などに限定されているので、法令に基づいた適切な債権管理を行うべき旨の意見が述べられている。

当該債権の管理に当たっては、債権管理条例の制定等に向け、計画的に取り組まれない。

（3）国庫補助金の収入事務について（こどもみらい課）

特別保育事業に係る補助金（1 億 856 万円）については、毎年 10 月、3 月の 2 回に分けて交付されることとなっており、平成 25 年度は 10 月の交付額決定通知に基づいて、調定を全額行ったにも関わらず、3 月に重複調定を行った

ため未収金（2,171 万 2,000 円）が発生したものであり、出納整理期間においても当該未収金の更正処理を行っていない。

収入事務に当たっては、チェック体制の強化を図るなど、適切な事務処理に努められたい。

歳出について

（1）高速デジタル印刷機保守業務委託の契約方法の見直しについて（総務課）

高速デジタル印刷機にかかる保守業務は、印刷機賃貸借契約（5年間の長期継続契約総額 42 万 8,400 円、落札率 1.2%）の落札業者の提携する業者と別途に随意契約（平成 25 年度執行済額 637 万 7,909 円）を締結している。

保守業務委託の契約方法については、競争性の確保の観点から、広く情報を収集し、印刷機賃貸借契約と保守業務委託契約を一括して入札する契約方法を検討されたい。

（2）予定価格の設定について（総務課）

デジタル印刷機 2 台の予定価格は、ともに予算額を予定価格として設定している。

予定価格の設定については、那覇市契約規則第 14 条により取引の実例価格、数量の多寡等を考慮して適正に定めなければならないとされており、今後は、見積書をできる限り複数の業者から徴して、適切な予定価格の設定に努められたい。

（3）沖縄振興特別推進交付金に係る返還金について（企画調整課）

沖縄振興特別推進交付金を活用した児童クラブ賃借料補助金（172 万 8,000 円）及び救命講座普及啓発推進事業（1 万円）について、合わせて 173 万 8,000 円の返還金が生じている。

児童クラブ賃借料補助金は、市単独事業として 4 月から実施しており、交付金内諾以前の 4 月から 7 月までの事業費も含めて積算したことによるものである。また、救命講座普及啓発推進事業は、臨時職員の賃金及び社会保険料に算定誤りがあったことによるものである。

交付金の要求に当たっては、事業費の積算を適切に行うよう努められたい。

（4）小禄・豊見城地区防犯協会補助金について（市民生活安全課）

本市は、小禄・豊見城地区防犯協会に対し、本市における防犯活動を推進し、市民生活の安全を守る目的で、補助金 41 万 1,000 円を交付している。

補助金の対象事業については、那覇市防犯事業補助金交付要綱第 2 条に規定されているが、経費区分については明確にされていないため、実績報告での履行確認が適切に行われていない。当該防犯協会においては、事務員による着服について一部報道等があり、詳細について防犯協会による調査が行われている。

補助金の執行に当たっては、経費区分を明確にすると共に、領収証等の証拠書類との突合を行い適切な審査を行われたい。

（5）うちなーぐち発信事業について（文化振興課）

うちなーぐち発信事業については、一般と小中学生を対象にした講座を予定

していたが、そのうち小中学生を対象にした講座を取り止め、214 万 4,000 円を減額補正している。当該講座への参加を募ったが、応募がなかったことがその理由である。

事業の計画に当たっては、学校側の理解と協力が得られるよう十分に調整を行い、予算の適切な執行に努められたい。

（6）業務委託の執行について（商工農水課）

鏡水大根普及流通促進プロジェクト業務委託は、那覇市の伝統野菜である鏡水大根（カガンジデークニ）の生産を復活させるため、その定義化と担い手の育成を推進するとともに、種を増産することを目的に、沖縄県農業協同組合小禄支店と随意契約を行っている。

当該業務委託の執行状況は、予算額 115 万 6,000 円に対し、支出額 18 万 3,713 円となっており、執行率 15.9%と低率になっている。その主な要因は、既存施設の活用、業務執行の見送り及び領収証等の不備による農家の自己負担等である。

本業務の執行に当たっては、事業目的の達成に向け、農家への当該事業の説明等を十分に行うよう、受注者を指導されたい。

（7）那覇市総合福祉センターの電話設備の管理について（福祉政策課）

那覇市総合福祉センターの電話設備取替え経費を平成 25 年度当初予算において予算措置していたところ、指定管理者である那覇市社会福祉協議会が電話機の故障が頻発したため、市と協議を経ることなく、平成 25 年 3 月に業者と電話設備のリース契約を締結し、旧設備の廃棄処分を行っている。

指定管理者に対し、那覇市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書第 5 条第 3 項を遵守させ、市の所有する施設の物品等を適切に管理するよう指導されたい。また、施設の基本的設備である電話設備のリース契約の費用については、市又は指定管理者のどちらが負担すべきか検討されたい。

（8）複写機賃貸借契約について（地域保健課）

那覇市保健センター・北保健センター複写機賃貸借契約は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の長期継続契約（総額 100 万 9,260 円）であるが、初年度の予算額を予定価格（29 万 5,200 円）として設定し、那覇市契約規則第 21 条第 1 項第 6 号により随意契約している。

当該賃貸借契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、予定価格を賃貸借料の総額により定め、入札とすべきであった。

契約事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務処理に努められたい。

（9）公園便所整備工事について（公園管理課）

漫湖公園・美栄橋公園の便所整備工事については、当初予算に計上したにも関わらず、平成 26 年 1 月に指名競争入札を行い、応札者がなかったため不成立となり、全額未執行のまま次年度へ繰り越すことになったものである。

事業計画及び進捗管理を的確に行い、予算の適切な年度内執行に努められたい。

(10) 予定価格の設定について（教育委員会 総務課）

デジタル複合機賃貸借契約（5年間の長期継続契約総額2万5,200円）は、那覇市契約規則第21条第1項第3号に基づき随意契約しているが、予定価格の設定に当たっては、予算額94万5,000円を予定価格としたため当該規則で定める限度額40万円を超えたものとなっている。これは、契約規則等を確認することなく、漫然と事務処理を行ったことが原因である。

契約事務については、財務会計に関する法令等の確認を行うとともに内部チェック体制の強化を図り適切な事務処理に努められたい。

(11) 補助金の対象経費及び実績報告書に係る審査について（教育相談課）

那覇市青少年健全育成事業補助金交付要綱に基づき、那覇地区少年補導員協議会及び小禄・豊見城地区少年補導員協議会に対し、事業補助金が交付されている。補助金の対象経費が明確に定められていないため、実績報告での履行確認が適切に行われていない。

那覇市補助金等交付規則第3条では、「補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する」と規定されている。

対象経費を交付要綱等に定めるとともに、実績報告の審査に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

財産の管理について

(1) 大型ビジョン用番組制作について（なはまちなか振興課）

国際通り情報発信大型ビジョン活用事業業務委託において、著作物（映像等）の著作権は、那覇市に帰属するものとされているが、公有財産台帳に登録がされていない。那覇市公有財産規則第11条は、公有財産を取得したときは、速やかに総務部長に通知しなければならない旨規定している。

公有財産の管理に当たっては、当該規則を遵守し、適切な事務処理を行われたい。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付事業に係る貸付金について（子育て応援課）

母子及び寡婦福祉資金の貸付け等の取り扱いについて中核市等の指定に伴う必要事項を定める政令により、沖縄県は、指定日の前日までに当該貸付金を受けた者で、指定日において現に那覇市に住所を有する者に対して、当該貸付金に係る債権（譲渡価格）を那覇市に譲渡することになっている。

しかし、中核市移行から1年余りを経過した現時点にあっても、沖縄県との譲渡価格決定に向けての確認作業が行われてなく、決算審査時に債権額を修正することとなったものである。

当該債権の譲渡に係る事務処理を迅速かつ正確に行い、適切な債権管理に努められたい。

(3) プラネタリウム番組開発業務委託について（公民館）

業務委託契約において、番組の著作権は那覇市に帰属するものとされているが、公有財産台帳に登録がされていない。那覇市公有財産規則第11条は、

公有財産を取得したときは、速やかに取得を証する書面の写しを添えて公有財産取得通知書により総務部長に通知しなければならない旨規定している。

公有財産の管理にあたっては、当該規則を遵守し、適切な事務処理を行われたい。

那覇市告示第 369 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会で認定された平成 25 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成25年度 那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		項	予 算	現 額	調 定 額	収 入 還 付	入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位:円)
1	使用料及び手数料			3,000	560	560	0	0	0	2,440	
		1	真嘉比古島第一地区手数料	1,000	480	480	0	0	0	520	
		2	壺川手数料	1,000	80	80	0	0	0	920	
2	財産収入	3	小禄南手数料	1,000	0	0	0	0	0	1,000	
				150,000	151,980	151,980	0	0	0	△1,980	
		1	壺川財産運用収入	12,000	12,701	12,701	0	0	0	△701	
3	繰入金	2	小禄南財産運用収入	1,000	1,063	1,063	0	0	0	△63	
		3	真嘉比古島第二財産運用収入	118,000	118,788	118,788	0	0	0	△788	
		4	真嘉比古島第一地区財産運用 収入	19,000	19,428	19,428	0	0	0	△428	
				312,102,000	312,102,000	312,102,000	0	0	0	0	
4	繰越金	1	総務管理繰入金	313,000	313,000	313,000	0	0	0	0	
		2	真嘉比古島第二繰入金	114,929,000	114,929,000	114,929,000	0	0	0	0	
		3	基金繰入金	196,860,000	196,860,000	196,860,000	0	0	0	0	
5	繰越金		238,897,017	238,899,778	238,899,778	0	0	0	△2,761		
		1	総務管理繰越金	203,000	203,542	203,542	0	0	0	△542	
		2	真嘉比古島第一地区繰越金	144,000	144,821	144,821	0	0	0	△821	
		3	壺川繰越金	2,029,000	2,029,428	2,029,428	0	0	0	△428	
		4	小禄南繰越金	61,000	61,665	61,665	0	0	0	△665	
5	諸収入	5	真嘉比古島第二繰越金	236,460,017	236,460,322	236,460,322	0	0	0	△305	
				4,000	61,025	61,025	0	0	0	△57,025	
		1	総務管理繰入	1,000	61,025	61,025	0	0	0	△60,025	
2	真嘉比古島第一地区延滞金、 加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	0	1,000			

02- 2

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
6 保留地処分金		3 壺川延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
		4 小緑南延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
			280,156,000	321,058,950	320,514,950	0	544,000	△40,358,950
		1 真嘉比古島第二保留地処分金	280,156,000	320,982,000	320,438,000	0	544,000	△40,282,000
7 清算徴収金		2 小緑南保留地処分金	0	76,950	76,950	0	0	△76,950
			3,207,000	27,245,790	5,140,647	0	22,105,143	△1,933,647
		1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1,150,000	20,796,683	1,334,520	0	19,462,163	△184,520
		2 壺川清算徴収金	1,896,000	5,142,345	2,626,968	0	2,515,377	△730,968
8 県支出金		3 小緑南清算徴収金	161,000	317,603	190,000	0	127,603	△29,000
		4 真嘉比古島第二地区清算徴収金	0	989,159	989,159	0	0	△989,159
			10,696,785	10,696,785	10,696,785	0	0	0
		1 県補助金	10,696,785	10,696,785	10,696,785	0	0	0
歳 入 合 計			845,215,802	910,216,868	887,567,725	0	22,649,143	△42,351,923

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出	額	翌 年 度 繰 越 額	不	用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 土地区画整理総務費			517,000	513,100	0	0		3,900	3,900
	1 総務管理費		517,000	513,100	0	0		3,900	3,900
2 土地区画整理事業費			697,580,802	652,839,355	41,942,346	41,942,346		2,799,101	44,741,447
	1 真嘉比古島第一地区土地区画 整理費		1,000	0	0	0		1,000	1,000
	2 壺川土地区画整理費		542,000	522,900	0	0		19,100	19,100
	3 真嘉比古島第二地区土地区画 費		697,004,802	652,284,455	41,942,346	41,942,346		2,778,001	44,720,347
3 清算費	4 小禄南土地区画整理費		33,000	32,000	0	0		1,000	1,000
			1,154,000	1,151,000	0	0		3,000	3,000
	1 真嘉比古島第一地区清算費		1,152,000	1,151,000	0	0		1,000	1,000
	2 壺川清算費		1,000	0	0	0		1,000	1,000
4 基金積立金	3 小禄南清算費		1,000	0	0	0		1,000	1,000
	4 真嘉比古島第二地区清算費		0	0	0	0		0	0
			145,964,000	145,964,000	0	0		0	0
	1 壺川基金積立金		3,938,000	3,938,000	0	0		0	0
歳 出	2 小禄南基金積立金		223,000	223,000	0	0		0	0
	3 真嘉比古島第一地区基金積立 金		162,000	162,000	0	0		0	0
	4 真嘉比古島第二基金積立金		141,641,000	141,641,000	0	0		0	0
	合 計		845,215,802	800,467,455	41,942,346	41,942,346		2,806,001	44,748,347

歳入歳出差引残額 87,100,270 円

歳入歳出差引残額

平成 26年 9月 16日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（土地区画整理事業特別会計）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	845,215,802 円
2	歳 入 総 額	887,567,725
3	歳 出 総 額	800,467,455
4	歳 入 歳 出 差 引 額	87,100,270
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 経統費運次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 41,942,346
		(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 41,942,346
		(1) 残高(翌年度へ繰越)
6	各 会 計 別 内 訳	45,157,924
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市告示第 370 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会で認定された平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成25年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	項	予 算	現 額	調 定 額	収 入	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較	(単位:円)
1	国民健康保険税	6,324,122,000		9,255,279,101	6,580,190,667 22,859,102	357,812,223	2,340,135,313	△256,068,667	
	1 国民健康保険税	6,324,122,000		9,255,279,101	6,580,190,667 22,859,102	357,812,223	2,340,135,313	△256,068,667	
2	使用料及び手数料	9,700,000		9,247,146	9,247,146	0	0	452,854	
	1 手数料	9,700,000		9,247,146	9,247,146	0	0	452,854	
3	国庫支出金	15,311,924,000		15,223,943,649	15,223,943,649	0	0	87,980,351	
	1 国庫負担金	9,431,008,000		9,501,494,649	9,501,494,649	0	0	△70,486,649	
	2 国庫補助金	5,880,916,000		5,722,449,000	5,722,449,000	0	0	158,467,000	
4	療養給付費等交付金	1,680,410,000		1,812,092,000	1,812,092,000	0	0	△131,682,000	
	1 療養給付費等交付金	1,680,410,000		1,812,092,000	1,812,092,000	0	0	△131,682,000	
5	前期高齢者交付金	2,925,530,000		2,925,530,776	2,925,530,776	0	0	△776	
	1 前期高齢者交付金	2,925,530,000		2,925,530,776	2,925,530,776	0	0	△776	
6	果支出金	2,802,372,000		2,724,290,606	2,724,290,606	0	0	78,081,394	
	1 果補助金	2,334,925,000		2,324,162,000	2,324,162,000	0	0	10,763,000	
	2 果負担金	467,447,000		400,128,606	400,128,606	0	0	67,318,394	
7	共同事業交付金	7,592,866,000		7,029,685,896	7,029,685,896	0	0	563,180,104	
	1 共同事業交付金	7,592,866,000		7,029,685,896	7,029,685,896	0	0	563,180,104	
8	財産収入	34,000		33,157	33,157	0	0	843	
	1 財産運用収入	34,000		33,157	33,157	0	0	843	
9	繰入金	4,728,430,000		4,593,317,553	4,593,317,553	0	0	135,112,447	
	1 他会計繰入金	4,728,429,000		4,593,317,553	4,593,317,553	0	0	135,111,447	
	2 基金繰入金	1,000		0	0	0	0	1,000	
10	諸収入	6,512,267,000		159,240,799	136,060,155	0	23,180,644	6,376,206,845	

05- 2

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 選 付 未 済 額	入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		1 延滞金加算金及び過料	19,748,000	31,344,254		31,344,254	0	0	△11,596,254
		2 預金利子	1,000	3,326		3,326	0	0	△2,326
		3 雑入	6,492,518,000	127,893,219		104,712,575	0	23,180,644	6,387,805,425
歳 入	合 計		47,887,655,000	43,732,660,883		41,034,391,605 22,859,102	357,812,223	2,363,315,957	6,853,263,395

歳 出		(単位:円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費		666,654,000	625,260,053	0	41,393,947	41,393,947
	1 総務管理費	480,428,000	455,189,984	0	25,238,016	25,238,016
	2 徴税費	112,549,000	101,531,913	0	11,017,087	11,017,087
	3 運営協議会費	746,000	416,270	0	329,730	329,730
	4 収納率向上特別対策事業費	39,439,000	36,485,419	0	2,953,581	2,953,581
2 保険給付費	5 医療費適正化特別対策事業費	33,492,000	31,536,467	0	1,855,533	1,855,533
		26,500,323,000	25,743,746,266	0	756,576,734	756,576,734
	1 療養諸費	22,575,041,000	21,949,376,927	0	625,664,073	625,664,073
	2 高額療養費	3,558,571,000	3,449,016,686	0	109,554,314	109,554,314
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児諸費	356,759,000	336,452,653	0	20,306,347	20,306,347
	5 葬祭諸費	9,950,000	8,900,000	0	1,050,000	1,050,000
		5,343,464,000	5,343,462,929	0	1,071	1,071
	1 後期高齢者支援金等	5,343,464,000	5,343,462,929	0	1,071	1,071
		5,455,000	5,453,204	0	1,796	1,796
4 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	5,455,000	5,453,204	0	1,796	1,796
		193,000	191,919	0	1,081	1,081
5 老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	193,000	191,919	0	1,081	1,081
		2,476,208,000	2,476,207,080	0	920	920
6 介護納付金	1 介護納付金	2,476,208,000	2,476,207,080	0	920	920
		7,178,224,000	6,737,552,565	0	440,671,435	440,671,435
7 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	7,178,224,000	6,737,552,565	0	440,671,435	440,671,435

(単位：円)

歳 出	款	項	子 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
8 保健事業費			280,514,000	239,914,059	0	40,599,941	40,599,941
		1 特定健康診査等事業費	252,221,000	214,865,744	0	37,355,256	37,355,256
		2 保健事業費	28,293,000	25,048,315	0	3,244,685	3,244,685
9 基金積立金			1,000	0	0	1,000	1,000
		1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10 諸支出金			735,903,000	730,062,353	0	6,840,647	6,840,647
		1 償還金及び選付加算金	726,224,000	719,841,369	0	6,382,631	6,382,631
		2 繰出金	7,919,000	7,917,089	0	1,911	1,911
11 予備費		3 指定公費の立替	2,760,000	2,303,895	0	456,105	456,105
			511,065,000	0	0	511,065,000	511,065,000
		1 予備費	511,065,000	0	0	511,065,000	511,065,000
12 繰上充用金			4,188,651,000	4,188,650,875	0	125	125
		1 繰上充用金	4,188,651,000	4,188,650,875	0	125	125
歳 出	合 計		47,887,655,000	46,090,501,303	0	1,797,153,697	1,797,153,697

歳入歳出差引不足額 5,056,109,698 円

このため翌年度歳入繰上充用金 5,056,109,698 円

平成 26 年 9 月 16 日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 国民健康保険事業特別会計 ）

区	分	金 額
1 予 算	現 額	47,887,655,000 円
2 歳 入	総 額	41,034,391,605
3 歳 出	総 額	46,090,501,303
4 歳 入 歳 出 差 引	額	△5,056,109,698
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費・繰越額	0
	(2) 繰越明許費・繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	0
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	5,056,109,698

那覇市告示第 371 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会で認定された平成 25 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成25年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1	国庫支出金		4,200,000	4,200,000	0	0	4,200,000	4,200,000	4,200,000
		1 国庫補助金	4,200,000	4,200,000	0	0	4,200,000	4,200,000	4,200,000
2	繰入金		132,845,000	132,845,000	132,845,000	0	0	0	0
		1 一般会計繰入金	132,845,000	132,845,000	132,845,000	0	0	0	0
3	繰越金		498,971	498,971	498,971	0	0	0	29
		1 繰越金	498,971	498,971	498,971	0	0	0	29
4	市債		3,700,000	0	0	0	0	0	3,700,000
		1 市債	3,700,000	0	0	0	0	0	3,700,000
歳 入	合 計		141,244,000	137,543,971	133,343,971	0	4,200,000	7,900,029	7,900,029

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1	都市再開発事業費		11,583,000	2,958,554	8,400,000	224,446	8,624,446
	1	都市再開発事業費	11,583,000	2,958,554	8,400,000	224,446	8,624,446
2	公債費		129,661,000	129,659,234	0	1,766	1,766
	1	公債費	129,661,000	129,659,234	0	1,766	1,766
歳 出 合 計			141,244,000	132,617,788	8,400,000	226,212	8,626,212

歳入歳出差引残額

726,183 円

平成 26 年 9 月 16 日提出

那覇市長

翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（市街地再開発事業特別会計）

区	分	金 額
1 予 算	現 額	141,244,000 円
2 歳 入	総 額	133,343,971
3 歳 出	総 額	132,617,788
4 歳 入 歳 出	差 引 額	726,183
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 経統費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	500,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	500,000
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	226,183
6 各 会 計 別 内 訳	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 372 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会で認定された平成 25 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 2 5 年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	子 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位:円)
1 介護保険料			3,571,637,000	4,088,351,938	3,724,995,110 7,425,411	64,368,988	306,413,251	△153,358,110	
			3,571,637,000	4,088,351,938	3,724,995,110 7,425,411	64,368,988	306,413,251	△153,358,110	
2 使用料及び手数料			1,016,000	3,134,024	3,134,024	0	0	△2,118,024	
			1,016,000	3,134,024	3,134,024	0	0	△2,118,024	
3 国庫支出金			5,306,728,000	5,327,667,150	5,327,667,150	0	0	△20,939,150	
			3,729,561,000	3,724,489,920	3,724,489,920	0	0	5,071,080	
4 支払基金交付金			1,577,167,000	1,603,177,230	1,603,177,230	0	0	△26,010,230	
			5,923,003,000	5,785,843,000	5,785,843,000	0	0	137,160,000	
5 県支出金			5,923,003,000	5,785,843,000	5,785,843,000	0	0	137,160,000	
			2,969,387,000	2,962,336,914	2,962,336,914	0	0	7,050,086	
6 財産収入			2,859,437,000	2,859,452,800	2,859,452,800	0	0	△15,800	
			1,000	0	0	0	0	1,000	
7 繰入金			109,949,000	102,884,114	102,884,114	0	0	7,064,886	
			796,000	794,612	794,612	0	0	1,388	
8 繰越金			796,000	794,612	794,612	0	0	1,388	
			3,522,536,000	3,522,533,294	3,522,533,294	0	0	2,706	
9 諸収入			3,156,101,000	3,156,098,000	3,156,098,000	0	0	3,000	
			366,435,000	366,435,294	366,435,294	0	0	△294	
繰越金			561,708,000	561,707,153	561,707,153	0	0	847	
			561,708,000	561,707,153	561,707,153	0	0	847	
繰越金			22,484,000	20,240,400	19,990,040	0	250,360	2,493,960	
			2,000	1,405,360	1,405,360	0	0	△1,403,360	

10-2

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
	2 雑入	22,482,000	18,835,040	18,584,680	0	250,360	3,897,320
10 市債		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 市債	1,000	0	0	0	0	1,000
11 サービス収入		1,000	219,880	219,880	0	0	△218,880
	1 予防給付費収入	1,000	219,880	219,880	0	0	△218,880
歳 入	合 計	21,879,297,000	22,272,828,365	21,909,221,177 7,425,411	64,368,988	306,663,611	△29,924,177

10- 3

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			591,048,000	569,368,764	0	21,679,236		21,679,236
		1 総務管理費	335,101,000	325,746,765	0	9,354,235		9,354,235
		2 徴収費	25,603,000	23,699,469	0	1,903,531		1,903,531
2 保険給付費		3 介護認定審査会費	230,344,000	219,922,530	0	10,421,470		10,421,470
			20,273,968,000	19,734,063,616	0	539,904,384		539,904,384
		1 介護サービス等諸費	18,810,783,270	18,334,189,611	0	476,593,659		476,593,659
		2 介護予防サービス等諸費	1,437,211,000	1,373,900,275	0	63,310,725		63,310,725
		3 その他諸費	25,973,730	25,973,730	0	0		0
			1,000	0	0	1,000		1,000
3 財政安定化基金拠出金		1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000		1,000
4 基金積立金			215,111,000	214,886,207	0	224,793		224,793
		1 基金積立金	215,111,000	214,886,207	0	224,793		224,793
5 地域支援事業費			423,849,000	412,906,285	0	10,942,715		10,942,715
		1 介護予防事業費	150,324,000	147,134,895	0	3,189,105		3,189,105
		2 包括的支援事業・任意事業費	273,525,000	265,771,390	0	7,753,610		7,753,610
6 諸支出金			375,320,000	370,890,238	0	4,429,762		4,429,762
		1 償還金及び還付加算金	276,077,000	271,647,898	0	4,429,102		4,429,102
		2 繰出金	99,243,000	99,242,340	0	660		660
歳 出 合 計			21,879,297,000	21,302,115,110	0	577,181,890		577,181,890

歳入歳出差引残額 607,106,067 円

歳入歳出差引残額

平成 26 年 9 月 16 日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（介護保険事業特別会計）

区 分		金 額
1 予 算	現 額	円 21,879,297,000
2 歳 入	総 額	21,909,221,177
3 歳 出	総 額	21,302,115,110
4 歳 入 歳 出 差 引	額	607,106,067
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費・通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	607,106,067
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 373 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会で認定された平成 25 年度那覇市後期
高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成25年度 那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1	後期高齢者医療保険料		2,245,801,000	2,250,556,314	2,209,999,012 8,680,796	6,109,075	43,129,023		35,801,988
		1 後期高齢者医療保険料	2,245,801,000	2,250,556,314	2,209,999,012 8,680,796	6,109,075	43,129,023		35,801,988
2	使用料及び手数料		471,000	443,000	443,000	0	0		28,000
		1 手数料	471,000	443,000	443,000	0	0		28,000
3	繰入金		575,646,000	573,993,163	573,993,163	0	0		1,652,837
		1 一般会計繰入金	575,646,000	573,993,163	573,993,163	0	0		1,652,837
4	繰越金		22,631,000	22,629,949	22,629,949	0	0		1,051
		1 繰越金	22,631,000	22,629,949	22,629,949	0	0		1,051
5	諸収入		10,878,000	10,313,595	10,313,595	0	0		564,405
		1 延滞金、加算金及び過料	51,000	135,100	135,100	0	0		△84,100
		2 償還金及び還付加算金	10,773,000	10,127,492	10,127,492	0	0		645,508
		3 預金利子	1,000	0	0	0	0		1,000
		4 雑入	53,000	51,003	51,003	0	0		1,997
	歳 入	合 計	2,855,427,000	2,857,936,021	2,817,378,719 8,680,796	6,109,075	43,129,023		38,048,281

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不	用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1	総務費		30,301,000	28,469,201	0	0	1,831,799	1,831,799
		1 総務管理費	19,747,000	19,126,965	0	0	620,035	620,035
		2 徴収費	10,554,000	9,342,236	0	0	1,211,764	1,211,764
2	後期高齢者医療広域連合納付金		2,816,308,000	2,763,027,838	0	0	53,280,162	53,280,162
		1 金	2,816,308,000	2,763,027,838	0	0	53,280,162	53,280,162
3	諸支出金		8,818,000	8,555,530	0	0	262,470	262,470
		1 償還金及び還付加算金	8,817,000	8,555,530	0	0	261,470	261,470
		2 繰出金	1,000	0	0	0	1,000	1,000
	歳 出	合 計	2,855,427,000	2,800,052,569	0	0	55,374,431	55,374,431

歳入歳出差引残額

17,326,150 円

平成 26 年 9 月 16 日提出

那覇市長

翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 後期高齢者医療特別会計 ）

区	分	金 額
1 予 算	現 額	2,855,427,000 円
2 歳 入	総 額	2,817,378,719
3 歳 出	総 額	2,800,052,569
4 歳 入 歳 出 差 引	額	17,326,150
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費・運次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	17,326,150
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 374 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会臨時会で認定された平成 25 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成25年度 那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位：円)
1 諸収入			265,808,000	265,806,874	265,806,874	0	0	1,126	
		1 貸付金元利収入	265,808,000	265,806,874	265,806,874	0	0	1,126	
歳 入		合 計	265,808,000	265,806,874	265,806,874	0	0	1,126	

歳 出		項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 公債費			265,808,000	265,806,874	0	1,126	1,126
		1 公債費	265,808,000	265,806,874	0	1,126	1,126
歳 出 合 計			265,808,000	265,806,874	0	1,126	1,126

歳入歳出差引残額 0 円

平成 26 年 9 月 16 日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（病院事業債管理特別会計）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	265,808,000 円
2	歳 入 総 額	265,806,874
3	歳 出 総 額	265,806,874
4	歳 入 歳 出 差 引 額	0
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額 0
		(2)繰越明許費繰越額 0
		(3)事故繰越し繰越額 0
		計 0
6	各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越) 0
		(2)不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市告示第 375 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成 26 年（2014 年）10 月那覇市議会定例会で認定された平成 25 年度那覇市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 2 5 年度 那覇市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		項	予 算	現 額	調 定	額	収 入	還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 繰入金			27,600,000		27,600,000		27,600,000		0	0	0
		1 一般会計繰入金	27,600,000		27,600,000		27,600,000		0	0	0
2 諸収入			32,658,000		89,235,999		27,719,868		0	61,516,131	4,938,132
		1 貸付金元利収入	32,649,000		89,153,584		27,719,868		0	61,433,716	4,929,132
		2 市預金利子	1,000		0		0		0	0	1,000
3 市債		3 雑入	8,000		82,415		0		0	82,415	8,000
			52,800,000		52,800,000		52,800,000		0	0	0
		1 市債	52,800,000		52,800,000		52,800,000		0	0	0
歳 入 合 計			113,058,000		169,635,999		108,119,868		0	61,516,131	4,938,132

(単位：円)

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	型 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 民生費			113,058,000	42,966,702	0	70,091,298	70,091,298
		1 母子寡婦福祉費	113,058,000	42,966,702	0	70,091,298	70,091,298
歳 出	合 計		113,058,000	42,966,702	0	70,091,298	70,091,298

歳入歳出差引残額

65,153,166 円

平成 2 6 年 9 月 1 6 日提出

那覇市長

翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）

区 分		金 額
1 予 算	現 額	113,058,000 円
2 歳 入	総 額	108,119,868
3 歳 出	総 額	42,966,702
4 歳 入 歳 出 差 引	額	65,153,166
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費進次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	65,153,166
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 376 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成26年11月19日付けで専決処分を行った平成26年度那覇市一般会計補正予算（第5号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)

平成 26 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,037 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143,042,369 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		17,007,778	84,037	17,091,815
	3 委託金	529,650	84,037	613,687
歳 入 合 計		142,958,332	84,037	143,042,369

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,958,313	84,037	10,042,350
	4 選挙費	223,987	84,037	308,024
歳 出 合 計		142,958,332	84,037	143,042,369

那覇市告示第 377 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成26年（2014年）11月那覇市議会臨時会で議決された平成26年度那覇市水道事業会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 26 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第 2 条 平成 26 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,671,881 千円	5,684 千円	7,677,565 千円
第 1 項	営業費用	7,148,948 千円	5,684 千円	7,154,632 千円

（資本的收入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 951,755 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36,183 千円、減債積立金 251,559 千円及び過年度分損益勘定留保資金 664,013 千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 952,591 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36,183 千円、減債積立金 251,559 千円及び過年度分損益勘定留保資金 664,849 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第 1 款	資本的支出	1,203,150 千円	836 千円	1,203,986 千円
第 1 項	建設改良費	846,590 千円	836 千円	847,426 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,270,031 千円	6,520 千円	1,276,551 千円

那覇市告示第 378 号

平成 26 年 12 月 15 日

平成26年（2014年）11月那覇市議会臨時会で議決された平成26年度那覇市下水道事業会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 26 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第 2 条 平成 26 年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	5, 115, 995 千円	2, 023 千円	5, 118, 018 千円
第 1 項	営業費用	4, 528, 831 千円	2, 023 千円	4, 530, 854 千円

（資本的收入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 957, 964 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24, 320 千円、過年度分損益勘定留保資金 867, 166 千円及び当年度分損益勘定留保資金 66, 478 千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 960, 781 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24, 320 千円、減債積立金 367, 701 千円及び過年度分損益勘定留保資金 568, 760 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2, 570, 180 千円	2, 817 千円	2, 572, 997 千円
第 1 項	建設改良費	1, 417, 336 千円	2, 817 千円	1, 420, 153 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	473, 223 千円	4, 840 千円	478, 063 千円

公 告

那覇市公告第 362 号

平成 26 年 12 月 3 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 390 号

平成 26 年 12 月 15 日

那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について

平成 27 年度において、那覇市が行う物品購入等入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

① 申請条件

次の各項目に該当する者は、申請ができません。

- 1 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する次のいずれかに該当すると認められる者
 - （1）契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （6）前各号のいずれかに該当する事実があった後、本市の入札に参加させない期間が経過していない者。また平成 27 年度中に入札に参加させない期間が経過しない者
- 3 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつて、それらの資格等を有していない者
- 4 申請しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでいない者
- 5 市町村税及び消費税を滞納している者
- 6 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当する者
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下にある者
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

② 申請書類（本市様式）の受付

（1） 受付期間 平成 27 年 1 月 9 日（金）～1 月 23 日（金）

（ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

（2） 受付時間 平日 9 時～16 時（12 時～13 時を除く）

（3） 受付場所 総務部管財課（本庁舎 5 階）

※申請書類及び申請要領は市ホームページからもダウンロード可。

問い合わせ先 那覇市総務部管財課 物品・車両グループ
電話番号 直通 098-862-9904

那覇市公告第 391 号

平成 26 年 12 月 15 日

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録申請受付について

平成 27 年度及び平成 28 年度の那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録審査にかかる申請受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格者要件

- （1） 営業実績が 2 年以上あること。
- （2） 那覇市の市税を完納していること。
- （3） 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- （4） 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- （5） 賃金不払い等、社会的不正行為がないこと。
- （6） 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- （7） 経営及び信用の状況が良好であること。
- （8） 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- （9） 正規従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数）が 5 名以上であること。
- （10） 警備業務にあつては、警備業法第 4 条に定める公安委員会認定業者であること。

と。

- (11) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 に定める県知事登録業者であること。
- (12) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (13) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (15) その他市長が必要と認める条件
※組合での申請については、(1) 及び (9) の要件に代えて、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けていることを要件とする。

2 申請書類（本市様式）の受付

- (1) 受付期間 平成 27 年 1 月 9 日（金）～1 月 23 日（金）
（ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
- (2) 受付時間 9 時～16 時（12 時～13 時を除く）
- (3) 受付場所 総務部管財課（本庁舎 5 階）
※申請書類及び申請要領は市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ先 那覇市総務部管財課 物品・車両グループ
電話番号 直通 098-862-9904

那覇市公告第 392 号
平成 26 年 12 月 15 日

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、平成25年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。
（公表対象期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日）

平成26年12月15日

那覇市長 城間 幹子

◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第11条)

No.	国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲	件数	手数料 (円)
1	自衛隊沖縄地方協力本部	自衛隊法第29条1項及び同法第35条	平成25年5月17～21日	平成7年4月2日～平成8年4月1日の間に生まれた男	1,822 件	

◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第11条の2)

No.	閲覧者氏名 (法人の場合は名称及び代表者または管理者名)	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲	件数	手数料 (円)
1	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成25年4月25日	16歳以上の男女個人 壺屋1丁目、樋川2丁目、鎌名3丁目	129 件	38,700
2	NHK沖縄放送局 局長 向江 隆文	6月全国個人視聴率調査	平成25年5月9日	平成18年生まれまでの男女個人 小禄3丁目	14 件	4,200
3	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査	平成25年5月21日	16歳以上の男女個人 鎌名1丁目	14 件	4,200
4	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	国民生活に関する世論調査	平成25年5月21日	満20歳以上の日本国籍を有する男女個人 寄宮3丁目	26 件	7,800
5	株式会社 インテジャリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	旅行・観光消費動向調査	平成25年5月22,23日	男女個人 宇上之屋、首里崎山町1～3丁目、長田1丁目	255 件	76,500
6	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成25年5月24日	満20歳以上の男女個人 辻1丁目、首里大名町1・3丁目	32 件	9,600
7	株式会社 日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良	若年期の職業経歴と現在の働き方に関するアンケート調査	平成25年5月29日	25歳以上44歳以下の男女個人 宇真地	27 件	8,100
8	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	NPO法人に関する世論調査	平成25年5月30日	満20歳以上の日本国籍を有する男女個人 宇国場	15 件	4,500
9	毎日新聞社 代表取締役社長 朝比奈 豊	第67回読書世論調査	平成25年6月3日	16歳以上の男女個人 首里桃原町2丁目	12 件	3,600
10	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成25年6月14日	満20歳以上の男女個人 宇大道	15 件	4,500
11	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	4～9歳・10代のスポーツライフに関する調査	平成25年6月14日	満4～19歳の男女個人 銘苅3丁目、首里烏堀町4丁目	27 件	8,100

12	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	子どもの安全に関する世論調査	平成25年6月25日	満20歳以上の日本国籍を有する男女個人 古波蔵3丁目	16 件	4,800
13	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	飲酒と生活習慣に関する調査	平成25年6月25日	満20歳以上の男女個人 宇栄原1丁目	24 件	7,200
14	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	第8回メディアに関する全国世論調査	平成25年6月25日	満18歳以上の男女個人 首里崎山町3丁目	19 件	5,700
15	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成25年7月19日	満15歳以上の男女個人 高良2丁目	22 件	6,600
16	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成25年8月20日	16歳以上の男女個人 寄宮1丁目	43 件	12,900
17	NHK沖縄放送局 局長 向江 隆文	11月全国個人視聴率調査	平成25年9月10日	明治～平成18年生まれまでの男女個人 小禄4丁目	14 件	4,200
18	NHK沖縄放送局 局長 向江 隆文	日本人の意識調査	平成25年9月10日	明治～平成9年生まれまでの男女個人 小禄4丁目	14 件	4,200
19	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	外交に関する世論調査	平成25年9月11日	20歳以上の日本国籍を有する男女個人 識名3丁目	16 件	4,800
20	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成25年9月12日	満20歳以上の男女個人 宇古島	15 件	4,500
21	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家族と地域における子育てに関する意識調査	平成25年9月12日	20歳以上79歳以下の男女個人 三原2丁目	15 件	4,500
22	株式会社 ビデオリサーチ九州支社 支社長 寺田 茂喜	テレビ視聴、日常生活及び商品の使用実態調査	平成25年9月25日	男女個人 曙1丁目、上之屋1丁目、宇古波蔵、辻1丁目、宇宇栄原、宇松川、宇安里、宇国場、首里末吉町2丁目、首里島堀町4丁目	180 件	54,000
23	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本人の国民性 第13次全国調査	平成25年9月26日	20歳以上84歳以下の男女個人 小禄4丁目	15 件	4,500
24	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	民法の成年年齢に関する世論調査	平成25年9月27日	満18歳以上の日本国籍を有する男女個人 宇天久	13 件	3,900
25	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第10回 飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査	平成25年9月27日	15歳以上84歳以下の男女個人 宇古波蔵	13 件	3,900
26	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	防災とエネルギー調査	平成25年10月2日	16歳以上の男女個人 繁多川1丁目	12 件	3,600
27	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	教育と仕事に関する全国調査	平成25年10月11日	満30～64歳の男女個人 古波蔵4丁目	20 件	6,000

28	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット利用環境 実態調査	平成25年10月11日	10歳以上17歳以下の男女 個人 上間1丁目	20 件	6,000
29	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	テレビ視聴とメディアについての 調査	平成25年10月11日	16歳以上の男女個人 古島1丁目	12 件	3,600
30	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	メディアの接触と評価に関する調査	平成25年10月16日	満15～79歳の男女個人 牧志3丁目	21 件	6,300
31	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	アイヌ政策に関する世論調査	平成25年10月16日	満20歳以上の日本国籍を 有する男女個人 樋川1丁目	15 件	4,500
32	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	県民安心感調査	平成25年10月21日	15～75歳未満の男女個人 市全域	519 件	155,700
33	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	沖縄県民の中国に対する意識調査	平成25年10月22日	15～75歳未満の男女個人 市全域	519 件	155,700
34	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成25年11月1日	16歳以上の男女個人 楚辺2丁目、寄宮3丁目	88 件	25,800
35	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	高齢者の地域社会への参加に関する意識調査	平成25年11月6日	60歳以上の男女個人 読名1丁目	14 件	4,200
36	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	土地問題に関する国民の意識調査	平成25年11月12日	20歳以上の日本国籍を有する男女個人 三原2丁目	15 件	4,500
37	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者意識基本調査	平成25年11月12日	15歳以上の日本国籍を有する男女個人 若狭3丁目	25 件	7,500
38	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	食育に関する意識調査	平成25年11月14日	満20歳以上の日本国籍を有する男女個人 宇栄原3丁目	16 件	4,800
39	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	科学技術政策に関する世論調査	平成25年11月14日	満16歳以上の日本国籍を有する男女個人 宇国場	10 件	3,000
40	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	生活意識に関する調査	平成25年12月13日	20歳以上の日本国籍を有する男女個人 天久2丁目	18 件	5,400
41	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成25年12月18日	20歳以上の男女個人 楚辺1丁目	15 件	4,500
42	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	就業実態に関する総合調査	平成25年12月18日	20～65歳の男女個人 宇蔵名	30 件	9,000
43	有限会社 沖縄環境地域コンサルタント 代表取締役 庄島 興一	源河川の自然再生に関するアンケート	平成25年12月25日	20歳以上の男女個人 市全域	80 件	24,000
44	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	社会意識に関する世論調査	平成26年1月7日	満20歳以上の日本国籍を有する男女個人 宇国場	33 件	9,900

45	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稔博	通信利用動向調査	平成26年1月15日	20歳以上の男女個人 前島3丁目、字真地、小祿5丁目、字上間、天久2丁目、首里大中町2丁目	192 件	57,600
46	株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	全国たばこ喫煙者率調査	平成26年1月21日	大正13年5月1日～平成6年4月30日生まれの男女個人 松尾1丁目、字小祿、紫多川1丁目、首里石嶺町4丁目	80 件	24,000
47	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稔博	健康と運動器症状についてのアンケート	平成26年1月30日	40歳以上79歳以下の男女個人 金城5丁目	30 件	9,000
48	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成26年1月30日	16歳以上の男女個人 長田1丁目、古波蔵4丁目	86 件	25,800
49	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	法制度に関する意識調査	平成26年3月4日	満20歳以上の日本国籍を有する男女個人 銘苅1丁目	16 件	4,800
50	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稔博	生活意識に関するアンケート調査	平成26年3月13日	20歳以上の男女個人 首里寒川町2丁目、首里末吉町1丁目	15 件	4,500
51	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稔博	家計の金融行動に関する世論調査	平成26年3月13日	満20歳以上の男女個人 樋川1丁目、おもろまち2丁目	32 件	9,600

2,916 件 874,800

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 32 号

平成 26 年 12 月 2 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
432	連進工業	糸満市字糸満 734 番地の 1	知花 進	平成 26 年 12 月 1 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 69 号

平 成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 26 年 12 月 2 日に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 70 号

平 成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

掲 示 済

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 1 項の規定により、平成 26 年 12 月 2 日に縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号	那覇市役所本庁舎12階
	那覇市選挙管理委員会事務局	

